

松方財政初期における予算の流用と繰越

長山, 貴之

<https://doi.org/10.15017/3000148>

出版情報 : 経済論究. 96, pp.221-273, 1996-11-30. 九州大学大学院経済学会
バージョン :
権利関係 :



松方財政初期における予算の流用と繰越

長 山 貴 之

1. はじめに

1.1. 本稿の主題

松方財政の最優先目標については、それが紙幣整理なのか軍備拡張なのかで意見が分かれてきた¹。筆者は前者の考えを支持するが、本稿ではこの論争には立ち入らない。紙幣整理が当時の財政政策にとって非常に優先順位の高い課題であったことについては、軍拡中心論者も同意しているからである²。

本稿の主題は、紙幣整理を側面から支援する役割を果たした定額据置が各官庁の経費構造に対してどのような影響を及ぼしたのかを考察することにある。定額据置の要点は2つある³。第1にM15から17年度会計までは定額金を据え置く。第2に定額金の残金繰越と中科目以下の流用を認める。この政策は「飴と鞭」にも例えられようが、予算の拘束力を弱めるという飴は「折角進められてきた予算制度の整備を損なうものであった」と言われる⁴。しかし、定額据置が各官庁に対して具体的にどのような影響を与えたのかについては未だ明らかにされていない。以下では、複数年度支出と決算支出差額に着目しつつ、定額据置に対して各官庁が取った対応とその意味を解明する。

¹ 論争の詳細については、室山義正『近代日本の軍事と財政』東京大学出版会、1984年、大石嘉一郎『自由民権と大隈・松方財政』東京大学出版会、1989年、神山恒雄『明治経済政策史の研究』塙書房、1995年、高橋秀直『日清戦争への道』東京創元社、1995年などを参照せよ。

² 大石『自由民権と大隈・松方財政』350頁。

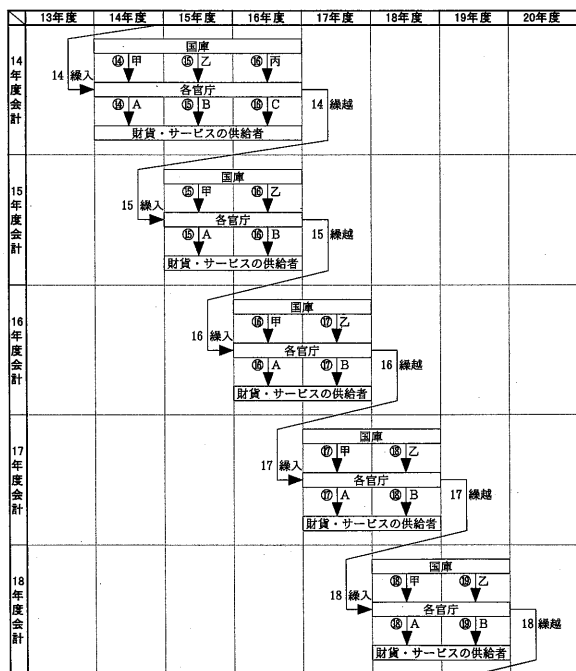
³ 明治15年太政官達第21号参照。以下では明治を「M」で表す。

⁴ 深谷徳次郎『明治政府財政基盤の確立』御茶の水書房、1995年、125頁。

1.2. 常用金会計の年度間構造

本論に入る前に、常用金会計の年度間構造を明らかにしておく必要がある。定額据置は上述した通りM15から17年度会計にかけて実施されていたが、本稿では繰越金を考慮して前後1ヶ年度ずつ延長し、M14から18年度会計までを考察の対象とする。これらの年度間構造を図示すれば図1のようになる。

当時の会計制度では、まず現金が国庫から各官庁に交付され、各官庁はその現金によって経費の支払を行った。そして、国庫支出は複数年度に亘って行うことが認められていた⁵。M14年度会計を例に取る。同会計はM14年度中は「M



出所：各年度「決算書」、各回「大蔵卿年報書」及び「大蔵大臣年報書」より作成。

註：年号は総て明治。

図1 常用金会計の年度間構造

⁵ 法令上、国庫支出は2ヶ年度間しか認められていなかったが、実際にはM14年度会計まで3ヶ年度に亘って支出が行われていた。

14年甲部」, M15年度中は「M15年乙部」, M16年度中は「M16年丙部」と呼ばれた⁶。図1では, M14年甲部からの国庫支出を「⑭甲」, M15年乙部からのそれを「⑮乙」, M16年丙部からのそれを「⑯丙」で表している。従って⑭甲, ⑮乙, ⑯丙の3つを加算すればM14年度会計の決算額が求められる。

各官庁は, 国庫から交付された現金を経費の支払に充てる。この支出も複数年度に亘って行うことが認められていた。再びM14年度会計を例に取る。図1では, 各官庁がM14年度中に行った支出を「⑭A」, M15年度中に行った支出を「⑮B」, M16年度中に行った支出を「⑯C」で表している。従って, ⑭A, ⑮B, ⑯Cの3つを加算すればM14年度会計の支出額が求められる。

各官庁は, 国庫から交付された現金の一部を当該年度会計で支出せず, 次年度会計に繰越することができる。図1では, 各会計の繰入と繰越の頭に帰属年度数が振ってある。例えばM14年度会計の繰入は「14繰入」, 繰越は「14繰越」で表している⁷。また現年度の繰越と次年度の繰入は一致する。なぜなら, 例えば14繰越と15繰入は同一物だからである。

次に決算額と支出額とを比較する。引き続きM14年度会計を例に取ると, ⑭甲と⑭A, ⑮乙と⑮B, ⑯丙と⑯Cは必ずしも一致しない。なぜなら, 例えば⑭甲の一部が⑮Bや⑯Cの一部として支出される可能性があるからである。また⑭甲, ⑮乙, ⑯丙の合計額も⑭A, ⑮B, ⑯Cの合計額と一致するとは限らない。14繰越から14繰入を引いたM14年度会計の純繰越額だけ差額が発生するからである。一般に, 決算額と支出額とは一致しない。

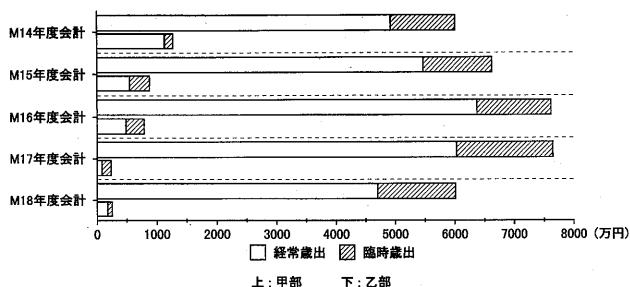
2. 複数年度支出

2.1. 決算額

常用金の各年度会計における決算額について, 甲部と乙部を区別しながら見ていく。図2を見ると, 甲部からの国庫支出額が増加しているのに対して, 乙部からの国庫支出額が減少していることが解る。これは, 常用金会計の国庫支

⁶ M14年度会計の乙部が「M14年乙部」ではないことに注意せよ。

⁷ 「14繰越」はM14年度中に行われる訳ではないことに注意せよ。



出所：各回「大蔵卿年報書」及び「大蔵大臣年報書」より作成。

註：M14年度会計には内部まで設けられ、133,005,208円の経常歳出が支出された。

図2 常用金会計における甲部と乙部の国庫支出額

出が複数年度主義から単年度主義に移行しつつあることを示している。

M18年度会計の国庫支出額、特に甲部からのそれが激減しているのは、会計年度の改正が行われたためである。M17年10月、会計年度は従来の7月～6月から4月～3月に変更された⁸。この改正により、M18年度は7月～3月という9ヶ月間の変則会計を余儀なくされた。従って計算上は、M18年度会計の国庫支出額は前年度の3/4の水準まで減少してもおかしくない。しかし現実には、同会計の国庫支出額はそこまで減少していない。つまり、同会計の国庫支出額は前年度と比べて「増加」しているとも言える。

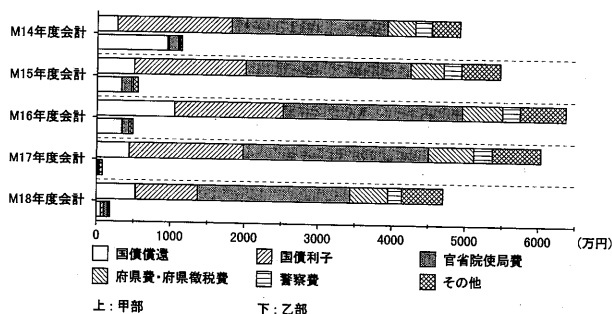
常用金会計全体での国庫支出額は、定額据置にも拘らず増加傾向にあった。これは6,700万円余で停滞傾向にあった収入額と比較すると対照的である⁹。

2.1.1. 経常歳出

常用金会計は経常歳出と臨時歳出に分かれる。経常歳出の国庫支出額を示す図3を見ると、乙部における国庫支出の中心が「国債償還」であることが解る。各官庁の経費を表す「官省院使局費」は、乙部からの国庫支出が相対的に少額

⁸ M17年太政官達第89号参照。

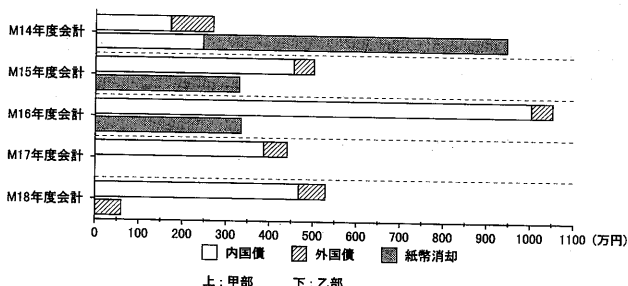
⁹ 歳入面まで含めた甲乙部制の分析については室山義正「松方デフレーションのメカニズム」梅村又次・中村隆英編『松方財政と殖産興業政策』国際連合大学、1983年、127—155頁を参照せよ。



出所：各回「大蔵卿年報書」及び「大蔵大臣年報書」より作成。

註：M14年度会計には丙部まで設けられ、132,875.608円の官省院使局費と129.6円の府県費が支出された。

図3 経常歳出における甲部と乙部の国庫支出額



出所：各回「大蔵卿年報書」及び「大蔵大臣年報書」より作成。

図4 国債償還における甲部と乙部の国庫支出額

である。また残りの費目については、絶対額から見て乙部を無視できる。

「国債償還」における甲部と乙部の国庫支出額を図示すると図4のようになる。乙部からの国庫支出は大部分が紙幣消却によって占められている。室山教授が指摘するように¹⁰、紙幣消却を乙部に移したのは甲部の撒超傾向を是正するためであった。この措置によって予備紙幣の回収が可能となり、紙幣整理が大きく前進したのである。

M14年度会計を見ると「内国債」における乙部の比率が非常に高い。これは

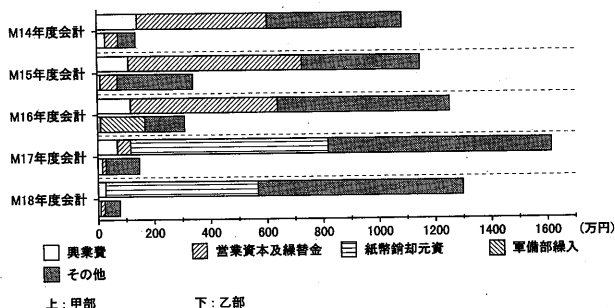
¹⁰ 室山「松方デフレーションのメカニズム」134—136頁。

M7年発行の秩禄公債の償還期限が「M15年中」になっていたことによる。予算上、秩禄公債はM15年4月に抽選で償還されることになっていたが、甲部からの国庫支出を削減するために、M7年発行分に限り11月に全額償還したのである¹¹。当時の会計年度は7月～6月であったため、同一暦年の4月と11月は異なる会計年度に区分される。それゆえ、このような措置が可能となった。

M18年会計を見ると「外国債」における乙部からの国庫支出が目立つ。これはM19年3月に歳入歳出納規則が制定されたことによる。同規則の第14条により、大蔵省は国庫から受け取った経費を次年度に支出することができなくなった¹²。そのため、甲部から交付された外国債の元金償還資金を帳簿上国庫に返納し、乙部から再交付を受けたのである¹³。

2.1.2. 臨時歳出

臨時歳出における甲部と乙部の国庫支出額を図示すると図5のようになる。臨時歳出の乙部は大部分が雑多な国庫支出によって占められており、「その他」の比率が非常に高い。しかし、これらの臨時歳出は単に前年度に帰属するとい



出所: 各回「大蔵卿年報書」及び「大蔵大臣年報書」より作成。

図5 臨時歳出における甲部と乙部の国庫支出額

- 11 大蔵省編「(自明治十四年七月至同十五年六月) 大蔵卿第八回年報書」林健久監修『大蔵省年報(覆刻版)』第3巻, 日本図書センター, 1986年, 13頁及び「(自明治十五年七月至同十六年六月) 大蔵卿第九回年報書」同書, 第4巻, 27頁。
- 12 M19年閣令第3号参照。
- 13 「(自明治十九年四月至同二十年三月) 大蔵大臣第十三回年報書」林, 前掲書, 第5巻, 28頁。

うに過ぎず、政策的な含意はない。それに対して、M16年度会計の「軍備部繰入」には注目する必要がある。この軍備部繰入は、軍備拡張による将来の維持費増に備えて、常用金会計から準備金会計の軍備部に、増税によって生じた剰余を繰り入れるというものであった。軍備部繰入は常用金会計における甲部の撒超傾向を是正するためもあって乙部から行われたが、実施されたのはM16年度の1回限りであった。デフレによる税収減のために軍備部繰入を行う余裕がなくなったのである。こうして「増税＝軍備部方式」は軍事費の大幅増額とも相まって破綻してしまう。軍備部はM19年度をもって廃止された¹⁴。

2.2. 支出額

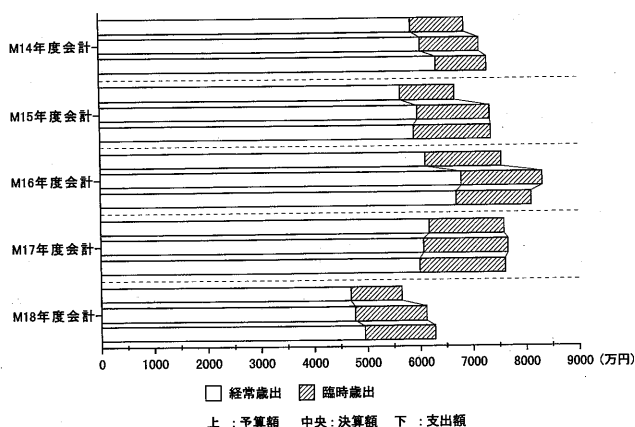
次に各年度会計の支出額を図1におけるA、B、Cの区分に従って検討すべきであるが、これは不可能である。各年度会計の「歳計決算報告書」には支出総額しか掲載されておらず、これらを支出年度毎に区分した資料は存在しない。以下では各年度会計の決算総額と支出総額に基づいて考察を進める。

3. 決算支出差額

決算額と支出額が一般に一致しないことについては既に述べた。しかし、この決算支出差額は具体的に何を意味するのだろうか。「決算額」は国庫支出額を、「支出額」は各官庁の支出額を各々指す。従って、後者が前者を下回るなら各官庁は国庫から交付された金額以下の支出しか行っていないことになる。つまり、各官庁は「内部留保」を蓄積している。反対に後者が前者を上回るなら、各官庁は国庫から交付された金額以上の支出を行っていることになる。つまり、各官庁は「内部留保」を取り崩している。このことは、各年度会計の決算支出差額が純繰越額に一致することからも解る¹⁵。

¹⁴ 室山『近代日本の軍事と財政』122—131頁。

¹⁵ 純繰越額の中には「未決算繰越額」も含まれる。未決算繰越に区分される経費は、単に当該年度中に決算を完了できなかったに過ぎない。従って、これを「内部留保」に含めるのは適当ではないが、ここでは議論の簡略化のために未決算



出所：各年度「決算書」より作成。

図6 常用金会計における予算、決算、支出額

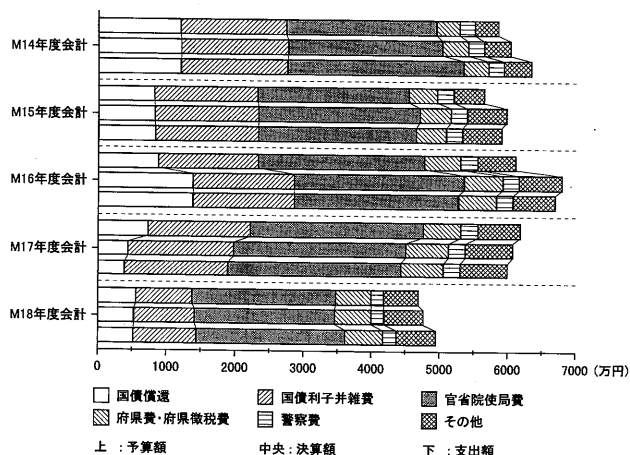
常用金会計における各年度会計の決算及び支出額を見よう。図6では参考のために予算額も併せて掲げている。この図から3つのことが解る。第1に、決算額は常に予算額を上回っている。つまり、国庫支出が予定された金額以内に収まることはなかった。これは当時の歳出圧力の強さを物語っている。第2に、定額据置が実施されたM15から18年度会計までは、支出額が決算額を下回る傾向にあった。第3に、予算決算差額は常に決算支出差額を上回っている。本稿ではこのうち、第2と第3の点が重要になる。

3.1. 経常歳出

図7は経常歳出における予算、決算、支出額を示している。M16と17年度会計では国債償還の予算決算差額が非常に大きくなっている。しかし、これらの差額は原因がはっきりしている。M16年度会計の増額は「征討費借入金」のうち500万円を償還したためである¹⁶。またM17年度会計の減額は、高利の金禄公債の償還を200万円余り増額する一方で、銀兌換制度の導入により500万円弱の

ノ線越と通常の線越をあえて区別しない。

16 大蔵省編「明治十六年度歳計決算報告書」大内兵衛・土屋喬雄編『明治前期財政経済史料集成』第6巻、改造社、1932年、22頁。



出所：各年度「決算書」より作成。

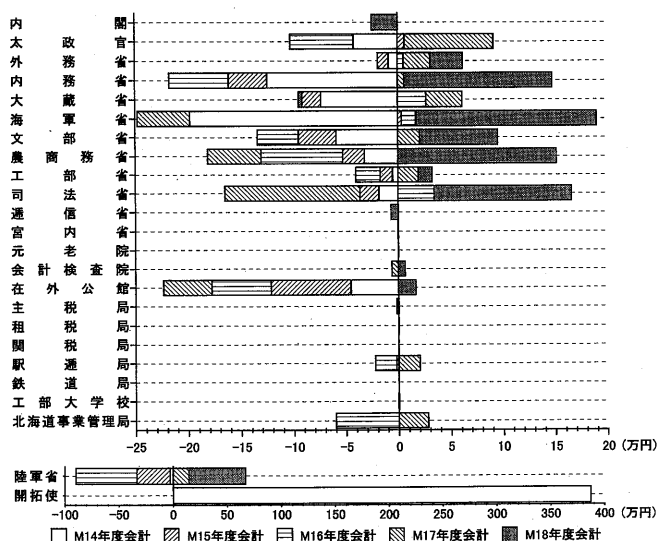
図7 経常歳出における予算，決算，支出額

紙幣消却を中止したためである¹⁷。決算支出差額に目を転じれば、その大部分が「官省院使局費」であることが解る。M17年度会計だけは「国債償還」と「国債利子并雑費」の減額が「官省院使局費」の増額を相殺しているが、他の年度では「官省院使局費」と経常歳出全体の動きが一致している。これは、各官庁における「内部留保」の増減が経常歳出の決算支出差額をもたらしたことを示すものである。

次に「官省院使局費」の決算支出差額をより詳細に検討する。図8は、各官庁がM14から18年度会計までに蓄積し、取り崩した「内部留保」を示している¹⁸。このうち、開拓使がM14年度会計において巨額の「内部留保」を取り崩しているのは、開拓使がM14年度限りで廃止されたからであり、特殊な事例である。また、内閣と通信省はM18年度に新設された官庁である。更に、決算支出差額の少ない「外局」を除外すると、主要10官庁と在外公館が残る。以下では、これら11官庁の決算支出差額を組織別、経費別に考察する。

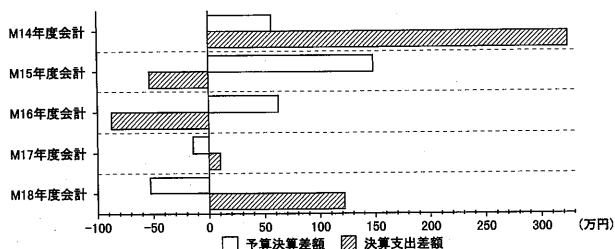
¹⁷ 「明治十七年度歳計決算報告書」『明治前期財政経済史料集成』第6巻，161頁。

¹⁸ 法律上，定額繰越が認められていたのはM15から17年度会計までであった。しかし実際にはM14と18年度会計でも繰越が行われている。



出所：各年度「決算書」より作成。

図 8 官省院使局費における組織別決算支出差額



出所：各年度「決算書」より作成。

図 9 官省院使局費の予算決算，決算支出差額

しかし、ここで問題が生じる。決算書には予算額と決算額が小科目まで記載されているが、決算額は大口目までしか掲載されていない。従って、組織別と経費別の決算支出差額を計算することは不可能である。利用できるのは予算支出差額だけに過ぎない。図 9 は「官省院使局費」全体の予算決算，決算支出差額を示している。両者を加算すれば予算支出差額になる。M14と18年度会計では予算決算差額が決算支出差額と比べて相対的に小さく、両者の合計である予算支出差額は決算支出差額の動きを反映する。しかし、その他の年度では予算

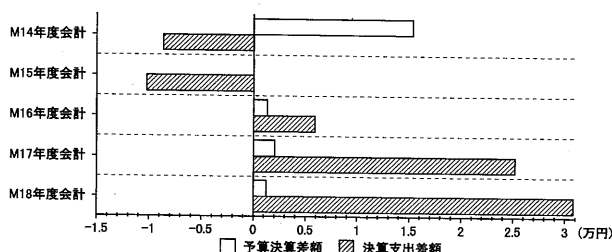
決算差額が決算支出差額を大きく相殺しており、予算支出差額から決算支出差額を推計することは困難に思われる。では総ての官庁において推計は不可能なのであろうか。

3.1.1. 推計が可能な官庁

3.1.1.1. 外務省

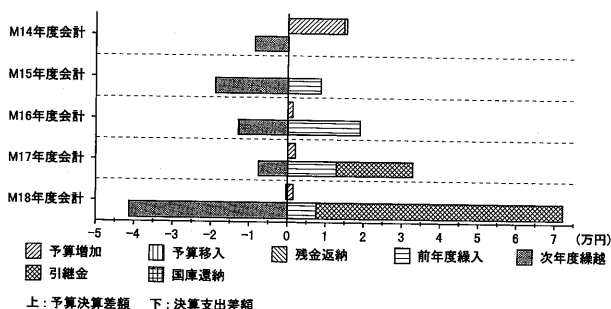
図10は外務省の予算決算、決算支出差額を示している。この図から、M14年度会計を除いて予算支出差額は決算支出差額の動きを反映することが解る。

図11は外務省における予算決算、決算支出差額の構成を示している。M14年度会計には、他の年度と比べて相対的に大きな予算決算差額が生じている。この原因は主に「予算増加」にある。「予算増加」は予算額を上回る国庫支出が行われたことを示す。具体的には「外務卿臨時交際費」の8千円と「外務卿官舎



出所：各年度「決算書」より作成。

図10 外務省の予算決算、決算支出差額



出所：各年度「決算書」より作成。

図11 外務省における予算決算、決算支出差額の構成

「装飾費」の6千円弱が大部分を占めている。なお「予算移入」は、他の官庁から当該官庁に予算が移されたことを示す。「残金返納」は、国庫から支出された経費を当該官庁が使用せず、国庫に返納したことを示す。これらを合計すると予算決算差額になる。また「前年度繰入」は前年度会計からの繰入を、「次年度繰越」は次年度会計への繰越を各々表す¹⁹。「引継金」は、ある官庁が「内部留保」を次年度に繰り越さず、他の官庁に移転したことを示す。M17と18年度会計の「引継金」は、外務省の「外局」である在外公館からの移転である。「国庫還納」は、「内部留保」を次年度に繰り越さず、国庫に還納したことを示す。これらを合計すると決算支出差額になる。

3.1.1.1.1. 組織別分類

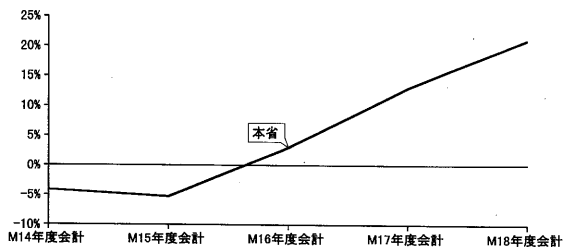
外務省には本省以外の部局が存在しないので、組織別分類を行う限り、外務省の決算支出差額をそのまま利用できる。図8を見ると、外務本省はM14と15年度会計で「内部留保」を蓄積し、M16から18年度会計にかけてそれを取り崩している。しかも「内部留保」は蓄積した金額よりも取り崩した金額のほうが大きい。これは「外局」の在外公館から外務本省に「内部留保」の移転が行われたためである。

図12は外務省における支出の組織別決算超過率を示している。M17と18年度会計が非常に高い比率を示しているが、これは在外公館からの移転の大きさを物語っている。この移転がなければ、M17年度会計は2.68%、M18年度会計は-22.74%になるはずであった。

3.1.1.1.2. 経費別分類

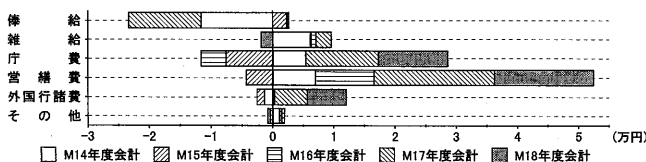
図13は外務省における経費別予算支出差額を示している。当然この図でも「内部留保」は蓄積された以上に取り崩されている。また5ヶ年度を合計して「内部留保」の蓄積に貢献しているのは「俸給」だけである。

¹⁹ 外務省の「次年度繰越」には「未決算繰越」が含まれるが、その金額は極めて少ない。具体的には、M14と15年度会計に106円93銭5厘ずつの「未決算繰越」が存在するだけである。



出所：各年度「決算書」より作成。

図12 外務省における支出の組織別決算超過率

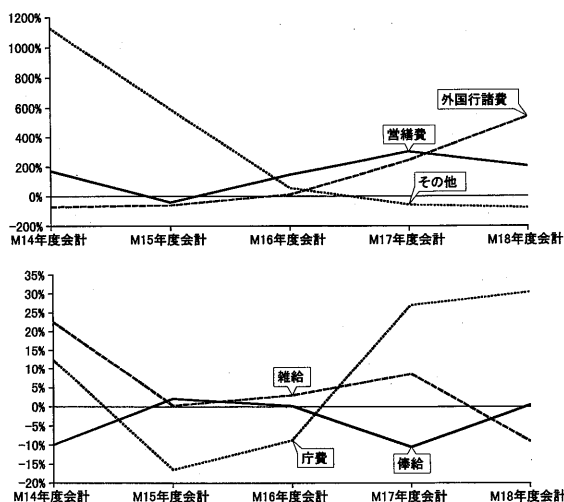


出所：各年度「決算書」より作成。

図13 外務省における経費別予算支出差額

図14は外務省における支出の経費別予算超過率を示している。上段には超過率が大きな経費を、下段には小さな経費を配している。まず上段を見るとM14と15年度会計における「その他」の高比率が目につく。しかし、これは分母の予算額があまりに小さ過ぎるためであって、この高比率には数字ほどの意味はない。それに対してM17と18年度会計における「外国行諸費」の高比率は重要である。「外国行諸費」の中心は旅費である。つまり、外務省はこの兩年度会計で内部留保を取り崩し、他経費を流用することによって、官吏の海外派遣を活発化させた。また「営繕費」の高比率は分子の予算支出差額の大きさを反映したものである。

下段に目を転じると、「俸給」と「雑給」が線対称をなしているのが解る。これは両者の間で流用が行われた現れである。但し「雑給」には非常勤労働者の傭給の他に官吏の諸手当や賞与も含まれるので、官吏の手取り額が減少したとは限らない。また「庁費」は点対称をなしており、自ら蓄積した「内部留保」を取り崩す形になっているが、その比率の絶対値は取り崩し時の方が大きい。



出所：各年度「決算書」より作成。

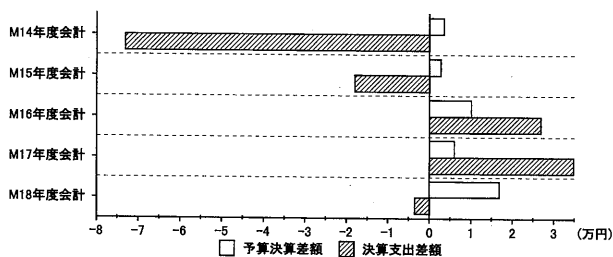
図14 外務省における支出の経費別予算超過率

3.1.1.2. 大蔵省

図15は大蔵省の予算決算、決算支出差額を示している。この図から、M18年度会計を除いて予算支出差額は決算支出差額の動きを反映することが解る。また「内部留保」は主にM14と15年度会計で蓄積され、M16と17年度会計で取り崩された。

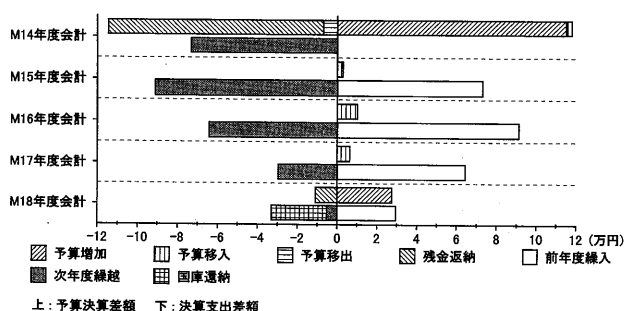
図16は大蔵省における予算決算、決算支出差額の構成を示している。この図からは2つのことが解る。第1に、M14年度会計の予算決算差額が小さいのは、多額の「予算増加」と「残金返納」が打ち消しあった結果である。「予算増加」の原因は、開拓使の廃止によって北海道の物産取扱事務が大蔵省に移管されたことにある。この事務移管により11万円余りの増加が生じた²⁰。「残金返納」の原因は特定できないが、以下で示すように大蔵本省と租税局の経費が返納された可能性が高い。第2に、M18年度会計の予算決算差額は「予算増加」に起因している。しかし、この増加は「国庫還納」と対をなしているので、純粋な増加

²⁰ 「明治十四年度歳計決算報告書」『明治前期財政経済史料集成』第5巻、173頁。



出所：各年度「決算書」より作成。

図15 大蔵省の予算決算、決算支出差額



出所：各年度「決算書」より作成。

図16 大蔵省における予算決算、決算支出差額の構成

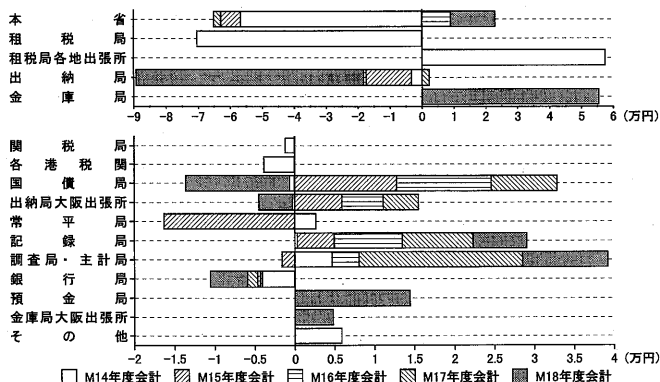
とは言えない。大蔵省は財政官庁なので、予算規律は厳格であるべきだという考えが強い。当時、予算規律を乱していた最大の元凶は各官庁の「内部留保」であった。大蔵省は率先して範を垂れるべく、自省の「内部留保」を国庫に還納した。そして、ほぼ同額の「予算増加」によって「国庫還納」の損失を埋め合わせたのである²¹。従って、この「予算増加」と「国庫還納」の組み合わせは、「内部留保」の取り崩しと同じ働きをしている。なお「予算移出」は当該官庁から他の官庁に予算が移されたことを示す。他の費目については既に説明した通りである。

21 「明治十八年度歳計決算報告書」『明治前期財政経済史料集成』第6巻、371頁。

3.1.1.2.1. 組織別分類

図17は大蔵省における組織別予算支出差額を示している。上段には差額の大きな部局を、下段には差額の小さな部局を配している。まず上段を見る。M14年度会計において、大蔵本省と租税局の支出額は予算額を大きく割り込んでいる。しかしこの差額には、その大きさから考えて、予算決算差額の一部をなす「残金返納」が含まれている。従って、この金額が総て流用や「内部留保」に充てられた訳ではない。また租税局の場合、明らかに本局から各地出張所に予算が流用されている。しかし、租税局と各地出張所は本局と出先機関の関係にあり、M15年度に「租税局」として大蔵省本体から独立するのであるから、両者の結び付きが強いのは自然なことである。M18年度会計でも、出納局から金庫局への予算の流用が見受けられる。これは、出納局から新設の金庫局へ国庫管理事務の一部が移管されたためである。

下段には概ね、予算の流用を受け「内部留保」を取り崩した部局が並んでいる。但し、金額を見ると各部局ともそれほど大きくはない。関税局と各港税関はM15年度に「関税局」として大蔵省本体から独立した。常平局はM15年度の途中で庶務局と名称を改め、大蔵本省に区分されるようになった。預金局と金庫局大阪出張所はM18年度に新設された。従って、これらの部局の予算支出差額は相対的に小さい。また、銀行局は少額とはいえ一貫して経費を削減されて



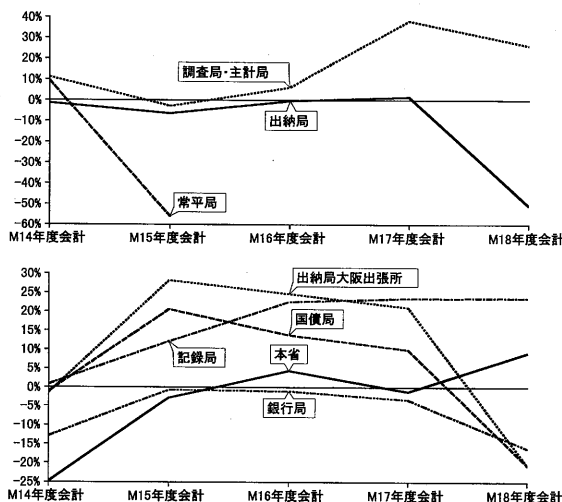
出所：各年度「決算書」より作成。

図17 大蔵省における組織別予算支出差額

いるが、これは同局の管轄が銀行及び銀行類似会社であり、国家財政に直接関与していなかったためであろう。

図18は大蔵省における支出の組織別予算超過率を示している。上段には超過率が大きな部局を、下段には小さな部局を配している。まず上段を見る。常平局と出納局がM15と18年度会計で大きく落ち込んでいるのは、上述の組織変更と事務移管のためである。またM17と18年度会計では調査局・主計局の超過率が上昇している。調査局はM18年度から主計局に拡大改組された。その際に、組織拡充の費用の一部が他部局からの予算の流用と「内部留保」の取り崩しによって賄われたのである。

次に下段を見る。出納局大阪出張所の高比率は出納本局からの流用によるものである。それに対して、国債局は無関係の部局から流用を受け、「内部留保」を取り崩している。国債局は、当時非常に重要視されていた国債管理政策を担当し、準備金会計を専管していた。従って、その優遇は理解できる。しかし、記録局は諸文書の作成及び保管を担当する部局に過ぎない。記録局が扱う文書の中で経費を積み増すに値するものは、国庫の伝票手続に関する書類



出所：各年度「決算書」より作成。

図18 大蔵省における支出の組織別予算超過率

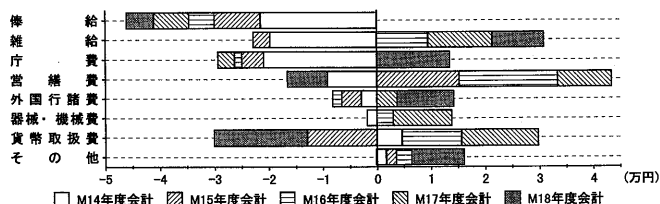
以外には考えられないが、確証は得られない²²。これらの部局とは対照的に、大蔵省の中核機能を担う本省は優遇されているとは言い難い。

3.1.1.2.2. 経費別分類

図19は大蔵省における経費別予算支出差額を示している。この図は概ね左右対称の形をしている。つまり各経費の「内部留保」に対する貢献は、5ヶ年度を合計すればゼロに近づく。但し「俸給」だけは一貫して負の値を取っており、流用や「内部留保」の原資になっている。

図20は大蔵省における支出の経費別予算超過率を示している。上段には超過率が大きな経費を、下段には小さな経費を配している。まず上段を見ると、「営繕費」の優越が顕著に現れている。また「外国行諸費」はM14から16年度会計までは大きく抑制されていたが、その後急激に積み増されている。これは外務省でも見られた現象であり、官吏の海外派遣の活発化を示している。但し「外国行諸費」は分母となる予算額が小さいので、超過率が変動しやすい。

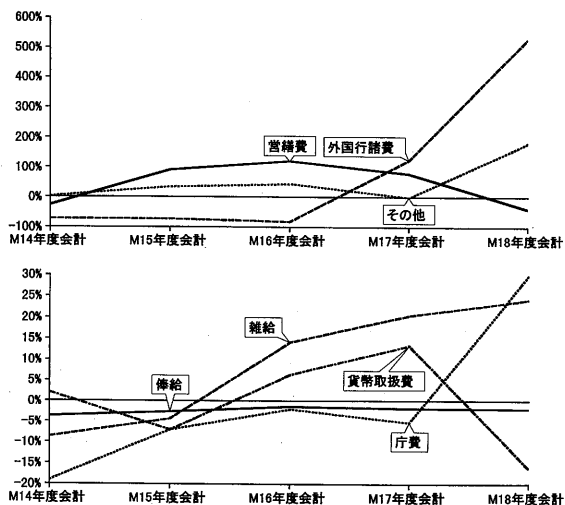
下段に目を転じると、四つの経費が様々な動きをしている。「俸給」は一貫して負の比率を示している。数字が小さいのは分母となる予算額が大きいためである。また「雑給」はM16年度会計から、「庁費」はM18年度会計になって初めて予算を積み増されており、両者の優先順位が解る。「貨幣取扱費」がM18年度会計で大きく落ち込んでいるのは、銀兌換制度が導入されたためである。具体



出所：各年度「決算書」より作成。

図19 大蔵省における経費別予算支出差額

²² 伝票手続の詳細については、拙稿「明治九年大蔵省出納条例の構造と機能——明治初期における日本の予算制度」『九州大学経済論究』第95号、1996年7月、139—198頁を参照せよ。



出所：各年度「決算書」より作成。

図20 大蔵省における支出の経費別予算超過率

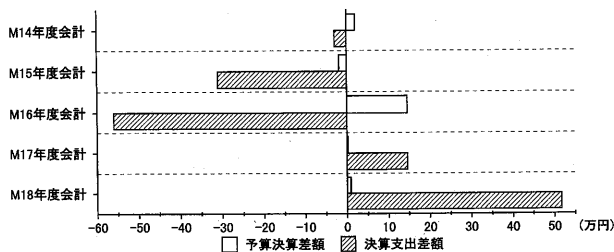
的には、出納局から日本銀行に損傷札交換や紙幣焼却の事務が移管されたため、当該事務の不用金が他経費に流用された。

3.1.1.3. 陸軍省

図21は陸軍省の予算決算、決算支出差額を示している。この図から予算支出差額は決算支出差額の動きを反映することが解る。「内部留保」はM14から16年度会計にかけて蓄積され、M17と18年度会計で取り崩された。

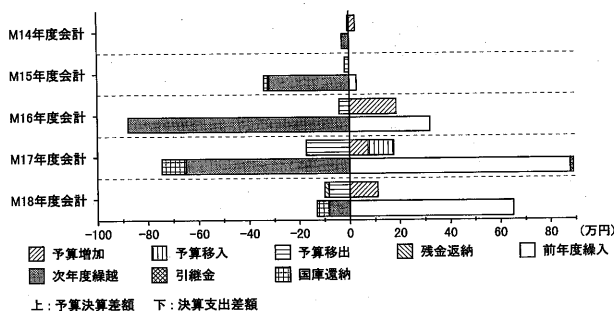
図22は陸軍省における予算決算、決算支出差額の構成を示している。M16年度会計の予算決算差額では「予算増加」の一部を「予算移出」が相殺している。「予算増加」の中心は、村田銃及び弾薬を製造するための経費15万5千円余りと大山陸軍卿を欧州に派遣するための経費2万5千円であった。「予算移出」は、金属試験器械の購入費4万円余りを陸軍省砲兵工廠興業費に移算したために生じた²³。M17年度会計の予算決算差額では「予算移出」を「予算増加」と「予算

²³ 「明治十六年度歳計決算報告書」『明治前期財政経済史料集成』第6巻、24頁。



出所：各年度「決算書」より作成。

図21 陸軍省の予算決算, 決算支出差額



出所：各年度「決算書」より作成。

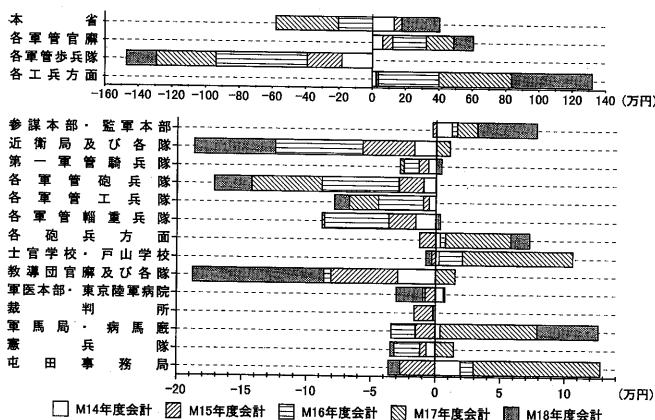
図22 陸軍省における予算決算, 決算支出差額の構成

移入」が相殺している。「予算移出」は、海岸砲製造器械の設置費17万1千円余りを陸軍省砲兵工廠興業費に移出したために生じた。「予算増加」の中心は、福岡県で行った演習費5万4千円余りと大阪府へ憲兵隊を分遣するための経費1万4千円弱であった。「予算移入」は、屯田兵と北海道移住士族に関する経費9万2千円弱を臨時歳出の雑出から、三角測量に関する経費1万円余りを内務省から移算したために生じた。M18年度会計の予算決算差額では「予算増加」を主として「予算移出」が相殺している。「予算増加」は火薬製造費8万4千円弱と対馬分遣隊費2万7千円余りから構成される。「予算移出」は主に、屯田兵に関する経費4万1千円余りを新設の北海道庁に、青山練兵場の用地購入費3万5千円を臨時歳出の雑出に移算したために生じた。予算決算差額は決算支出差額と比べれば確かに小さい。しかし上で見たように、その構成要素は多岐に亘

り、中には銃及び弾薬製造費の「予算増加」のように軍事的に見て重要なものも含まれている。なお、陸軍省はM15, 17, 18年度会計で「内部留保」の国庫還納を行っているが、「内部留保」の総額から見れば、それほど大きなものではない。

3.1.1.3.1. 組織別分類

図23は陸軍省における組織別予算支出差額を示している。上段には差額の大きな部局を、下段には差額の小さな部局を配している。まず上段を見ると、各部局の特徴がはっきり現れている。各軍管歩兵隊は、予算の流用及び「内部留保」の蓄積に貢献しており、各軍管官廩と各工兵方面はその恩恵を受けている。陸軍本省は中立的である。各工兵方面は土木建築を掌る現業部門であり²⁴、各軍管工兵隊とは職務が異なる。当時、陸軍省は海岸線の砲台建築を急いでいたが、M16から18年度会計にかけて臨時歳出の砲台建築費を消化し切れておらず、M16と17年度会計では「残金返納」が、M18年度会計では「次年度繰越」が



出所：各年度「決算書」より作成。

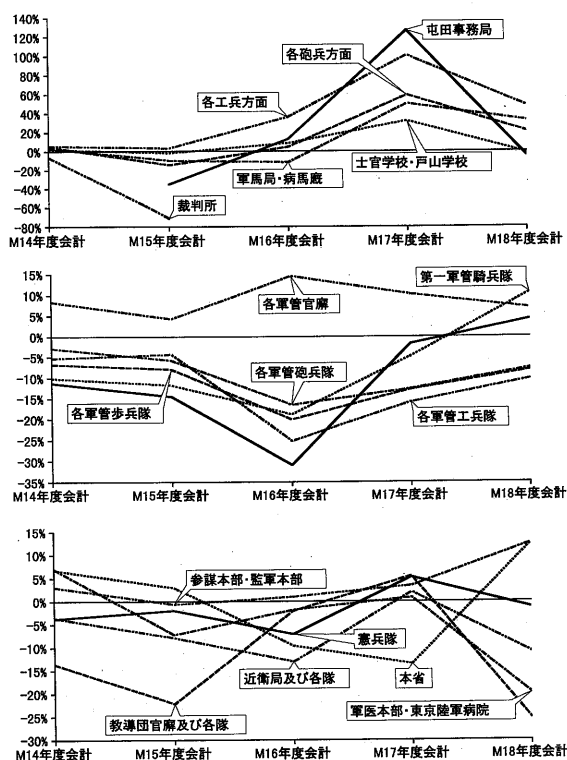
図23 陸軍省における組織別予算支出差額

²⁴ M7年11月の創設時には各軍管と同じく東京、仙台、名古屋、大阪、広島、熊本の6方面であったが、M16年2月に砲兵方面と同じ東京と大阪の2方面に改組された。

発生している²⁵。従って、各工兵方面における経費の積み増し分は砲台建築ではなく、通常の兵舎修築などに充てられたものと思われる。

次に下段を見ると、予算支出差額がやや負の値に偏っていることが解る。なかでも、近衛局及び各隊、各軍管砲兵隊、教導団官廨及び各隊が比較的大きく経費を削減されている。また、下士官の養成機関である教導団と士官学校・戸山学校は好対照をなしている。

図24は陸軍省における支出の組織別予算超過率を示している。上段には超過



出所：各年度「決算書」より作成。

図24 陸軍省における支出の組織別予算超過率

²⁵ 「明治十六年度歳計決算報告書」『明治前期財政経済史料集成』第6巻，28頁，「明治十七年度歳計決算報告書」同書，第6巻，167頁，「明治十八年度歳計決算報告書」同書，第6巻，383頁。

率が大きな部局を、中段には各軍管の官廩及び各隊を、下段には超過率が小さな部局を配している。まず上段を見ると、裁判所を除いて概ね同じ動きをしている²⁶。M16年度会計までは経費を抑制されていたが、M17年度会計で予算は大きく積み増された。そしてM18年度会計では超過率が再び大きく落ち込んだ。M17年には朝鮮で甲申事変が起こっている。事変の対策費そのものは臨時歳出に「朝鮮事件費」として計上されたが、陸軍省はこの事変を機に「内部留保」の取り崩しを行ったものと思われる。但し、各工兵方面の急伸は分母の予算額が減少したためであり、分子の予算支出差額はM16から18年度会計までほとんど変化していない。

中段を見ると、官廩と各隊の超過率が線対称をなしている。これは「現場」を担う各隊の予算が管理部門の官廩に流用されていることを示す。但し、各隊と官廩では予算規模が大きく異なる。従って、各隊で削減された経費は他の部局にも流用され、残りは「内部留保」の蓄積に充てられた。

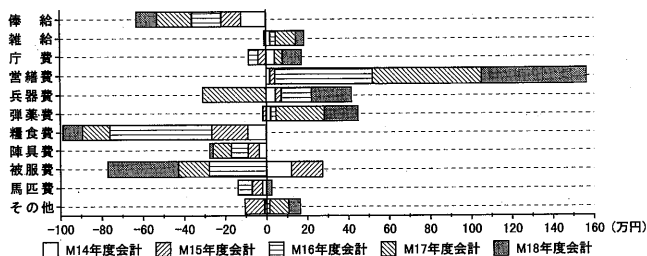
下段の部局は様々な動きをしている。陸軍本省は分母となる予算額が大きいので、超過率が小さくなる傾向がある。従って、この図から判断される以上に「内部留保」の増減や予算の流用に寄与している。また近衛局及び各隊、軍医本部・東京陸軍病院、教導団官廩及び各隊は、多額の「内部留保」が取り崩されたM18年度会計でも経費を削減されており、その冷遇ぶりが窺える。

3.1.1.3.2. 経費別分類

図25は陸軍省における経費別予算支出差額を示している。予算を削減されている経費は主として「俸給」、「糧食費」、「陣具費」、「被服費」であり、加算されている経費は主に「営繕費」と「弾薬費」である。なかでも「営繕費」の差額が群を抜いているが、この大部分は各工兵方面が占めている。

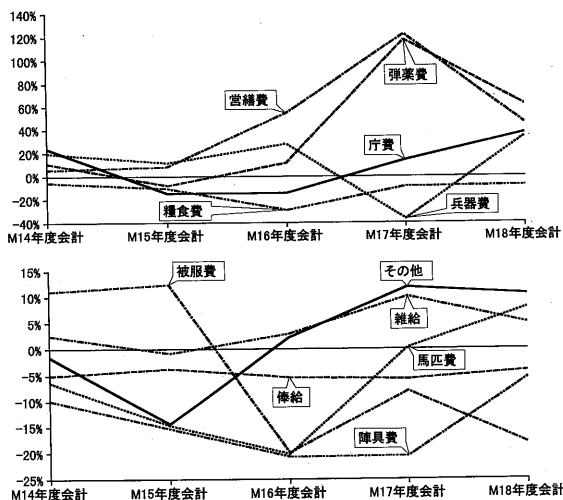
図26は陸軍省における支出の経費別予算超過率を示している。上段には超過率が大きな経費を、下段には小さな経費を配している。まず上段を見ると「営繕費」と「弾薬費」がM17年度会計で急伸している。しかし「弾薬費」の場合は

²⁶ 陸軍裁判所はM16年9月に軍法会議に改組され、第一軍管官廩に区分されるようになった。



出所：各年度「決算書」より作成。

図25 陸軍省における経費別予算支出差額



出所：各年度「決算書」より作成。

図26 陸軍省における支出の経費別予算超過率

甲申事変を契機とした予算の積み増しであるが、「営繕費」の場合は単に分母となる予算額が減少しただけである。また「糧食費」は、比率に多少の変動はあるものの、一貫して予算を削減されている。

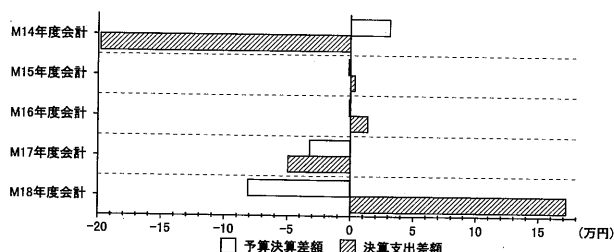
下段に目を転じると、「俸給」が－5%前後で安定している。このことから、陸軍省が政策的に人件費の一定比率を他経費に流用していたことが解る。最大の貢献者は各軍管歩兵隊であった。歩兵隊の寄与率は、最も貢献の少なかった年度でも－3.14%を数える。「俸給」や「陣具費」とは異なり、「被服費」はM14

と15年度会計で予算を積み増されている。これは両年度の交付額が少な過ぎたため、交付額が増加したM16年度会計以降は削減に転じた。

3.1.1.4. 海軍省

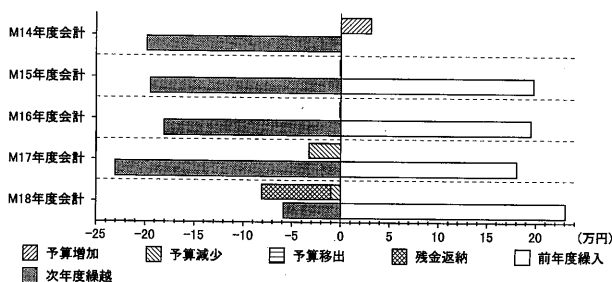
図27は海軍省の予算決算、決算支出差額を示している。この図から予算支出差額は決算支出差額の動きを概ね反映することが解る。但しM17年度会計だけは、予算支出差額が予算決算差額の影響をやや強く受けている。「内部留保」は主にM14と17年度会計で蓄積され、M18年度会計で取り崩された。

図28は海軍省における予算決算、決算支出差額の構成を示している。M14年度会計の予算決算差額は「予算増加」によって生じた。この増加の大部分は水



出所：各年度「決算書」より作成。

図27 海軍省の予算決算、決算支出差額



上：予算決算差額 下：決算支出差額

出所：各年度「決算書」より作成。

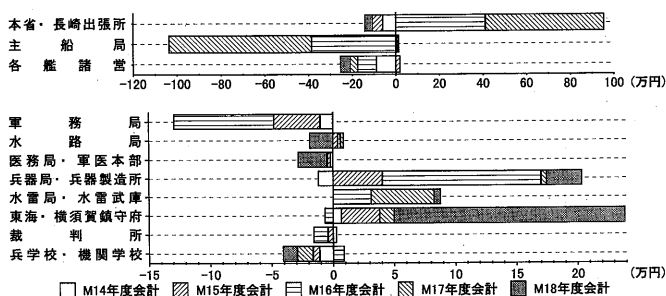
図28 海軍省における予算決算、決算支出差額の構成

雷艇購入費と軍艦製造修復費が占めている²⁷。M17年度会計の予算決算差額は「予算減少」によって生じた。この減少は鉄骨木皮艦大和の竣成を延期したことによる²⁸。M18年度会計の予算決算差額は「予算減少」と「残金返納」から構成される。「予算減少」は、徴兵検査時に海軍を志願した者の旅費を各府県が徴兵費から支出することになったために生じた。また「残金返納」は石炭の購入量を削減したために生じた²⁹。

3.1.1.4.1. 組織別分類

図29は海軍省における組織別予算支出差額を示している。上段には差額の大きな部局を、下段には小さな部局を配している。まず上段を見るとM16と17年度会計において海軍本省・長崎出張所と主船局が対照的な動きをしている。これは主船局から海軍本省に経費が移算されたためであり、流用されたためではない。つまり支出を担当する部局が変更されただけで、支出対象は同一である。従って、注目すべきなのはむしろ各艦諸営の経費削減である。

次に下段を見る。軍務局は経費を削減されているが、その半分以上はM16年度会計で行われたものである。軍務局はM17年2月に軍事部に改組され、それを機に海軍本省に区分されるようになった。従って、M16年度会計の差額は軍



出所：各年度「決算書」より作成。

図29 海軍省における組織別予算支出差額

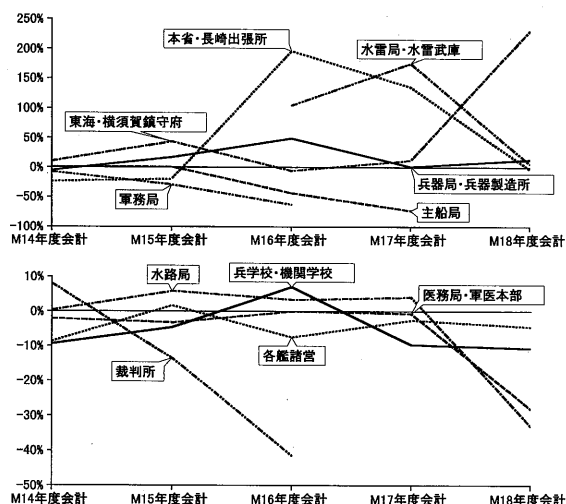
27 「明治十四年度歳計決算報告書」『明治前期財政経済史料集成』第5巻，173頁。

28 「明治十七年度歳計決算報告書」『明治前期財政経済史料集成』第6巻，163頁。

29 「明治十八年度歳計決算報告書」『明治前期財政経済史料集成』第6巻，371頁。

務局から海軍本省への経費の移算によってもたらされたものであり、軍務局が冷遇されている訳ではない。兵器局・兵器製造所、水雷局・水雷武庫、東海・横須賀鎮守府は純粋に経費を積み増されている。なかでも東海・横須賀鎮守府はM18年度会計で予算を大きく積み増されているが、増加した経費の大部分は「雑給」である。「雑給」が非常勤労働者の傭給を中心とした経費であることを考えると、「内部留保」の配分を受けたのは横須賀鎮守府全体というよりも横須賀造船所であろう。

図30は海軍省における支出の組織別予算超過率を示している。上段には超過率が大きな部局を、下段には小さな部局を配している。まず上段を見る。本省・長崎出張所の超過率がM16と17年度会計で大きく上昇しているのは、軍務局と主船局が海軍本省に吸収されたからである。また、東海・横須賀鎮守府の超過率がM18年度会計で急伸した原因は「雑給」にある。「雑給」の寄与率は249.15%であった。それに対して、水雷局・水雷武庫のM16と17年度会計における高比率は経費全体によるものである。主要経費の寄与率を列举すれば、M16年度会計が「俸給」41.72%、「雑給」29.10%、「庁費」20.35%、「兵器費」12.40%、M17年度会計が「俸給」81.50%、「雑給」49.52%、「庁費」17.46%、



出所：各年度「決算書」より作成。

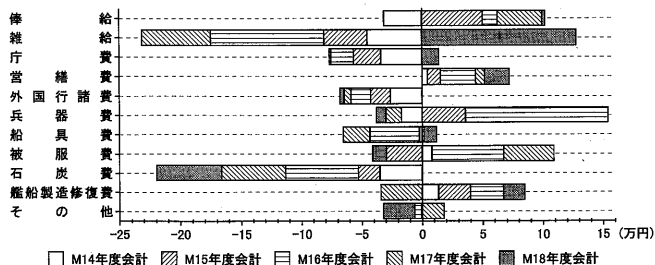
図30 海軍省における支出の組織別予算超過率

「兵器費」25.74%のようになる。M16年2月、海軍省は本省の水雷練習所を拡大改組して水雷局を独立させた。従って M16と17年度会計の高比率は組織拡充によるものと考えられる。M18年度会計で超過率が急に低下したのは、国庫からの交付額が急増したために経費の積み増しが必要なくなったからである。

次に下段を見る。裁判所がM16年度会計で大きく落ち込んでいるのは、組織改編によって経費が移算されたためである³⁰。それに対して、水路局と医務局・軍医本部がM18年度会計で落ち込んでいるのは経費全体を削減されたためであり、それらは主として横須賀鎮守府に流用された。主要経費の寄与率を列挙すれば、水路局が「俸給」-12.60%、「雑給」-2.47%、「庁費」-7.67%、「船具費」-9.95%、軍医本部が「俸給」-7.79%、「庁費」-2.82%、「患者費」-16.04%のようになる。また各艦諸営の超過率が小さいのは分母の予算額が大きいためであり、分子の予算支出差額は非常に大きい。

3.1.1.4.2. 経費別分類

図31は海軍省における経費別予算支出差額を示している。「雑給」と「石炭費」は予算を大きく削減されている。「雑給」がM18年度会計だけ予算を積み増されているのは、横須賀鎮守府が臨時労働者を大幅に増やしたためである。また「石炭費」はM18年度会計で8万1千円余りを国庫に返納しているので、こ



出所：各年度「決算書」より作成。

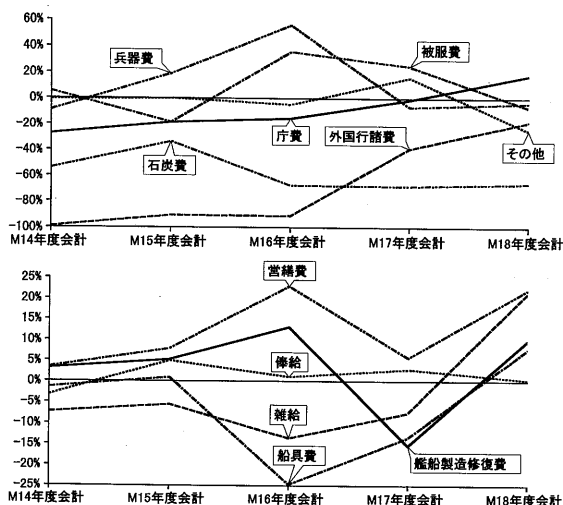
図31 海軍省における経費別予算支出差額

³⁰ 海軍裁判所はM17年4月に軍法会議と監獄署に改組され、横須賀鎮守府に区分されるようになった。

の差額がそのまま「内部留保」や流用の原資になった訳ではない。次に予算を積み増された経費を見ると、それほど大きな偏りはないことが解る。5ヶ年度を合計して予算が増加しているのは「俸給」、「営繕費」、「兵器費」、「被服費」、「艦船製造修復費」であるが、その増加額に大きな差はない。

図32は海軍省における支出の経費別予算超過率を示している。上段には超過率が大きな経費を、下段には小さな経費を配している。まず上段を見ると、「石炭費」と「外国行諸費」が一貫して予算を削減されている。特に「外国行諸費」の削減率が大い。「外国行諸費」は予算支出差額こそ小さいが、M14から16年度会計にかけては全額削減に近い状態であった。「外国行諸費」は海軍本省と各艦諸宮にしか計上されていない。M16と17年度会計で超過率が上昇しているのは、海軍本省が削減の手を緩めたからである。逆に言うと、各艦諸宮の「外国行諸費」は5ヶ年度間を通じてほぼ全額を削減されている。

下段に目を転じると「営繕費」の優遇が際立っている。海軍省において5ヶ年度間一貫して予算を積み増された経費は「営繕費」以外にない。陸軍省とは異なり、海軍省では「俸給」を抑制していない点も重要である。海軍省は「俸給」ではなく「雑給」を抑制している。また海軍省の要であるはずの「艦船製



出所：各年度「決算書」より作成。

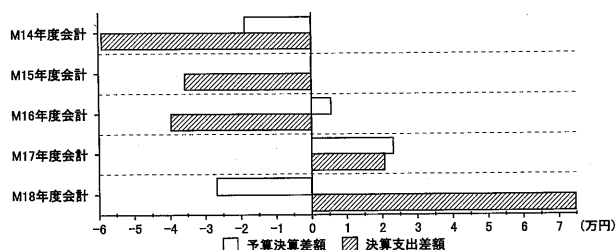
図32 海軍省における支出の経費別予算超過率

「造修復費」がそれほど優遇されていないのは、軍艦建造及び購入の費用が主として臨時歳出の軍艦製造費によって賄われていたからである。

3.1.1.5. 文部省

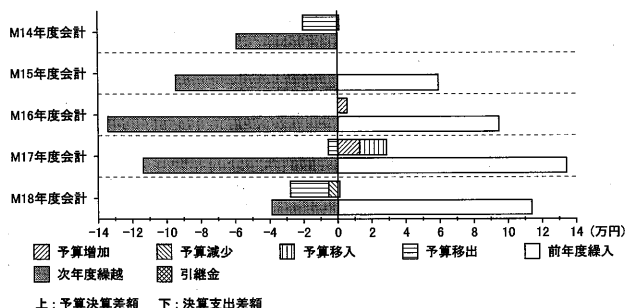
図33は文部省の予算決算、決算支出差額を示している。この図から、M17年度会計を除いて予算支出差額が決算支出差額の動きを反映することが解る。「内部留保」はM14から16年度会計にかけて蓄積され、M17と18年度会計で取り崩された。

図34は文部省における予算決算、決算支出差額の構成を示している。M14年度会計の予算決算差額の中心は「予算移出」である。これは、内務省所管の浅草文庫を文部省所管の東京職工学校の校舎に転用したために、校舎の建築費を



出所：各年度「決算書」より作成。

図33 文部省の予算決算、決算支出差額



出所：各年度「決算書」より作成。

図34 文部省における予算決算、決算支出差額の構成

文庫の建築費として内務省に移算したことによる³¹。M16年度会計の予算決算差額は「予算増加」によってもたらされた。これは主として、東京大学の教育条件を改善するために生じた³²。M17年度会計の予算決算差額では「予算増加」と「予算移入」を少額の「予算移出」が相殺している。「予算増加」は職工学校の工場建築費によるものである。「予算移入」は、東京法学校の経費1万4千円弱を司法省から、東京商業学校の経費2千円弱を農商務省から移算したために生じた。「予算移出」は編書費を臨時歳出の雑出に移算したために生じた³³。M18年度会計の予算決算差額は、主に「予算減少」と「予算移出」によって構成される。「予算減少」は編書費の削減によるものである。「予算移出」は削減後の編書費を臨時歳出の雑出に移したために生じた³⁴。これらのうち、M14年度会計の「予算移出」は文部省が内務省から浅草文庫の建物を購入したに等しく、厳密な意味での「移出」とは言い難い。また、M17と18年度会計で編書費が全額「移出」されている点にも注意が必要である。

3.1.1.5.1. 組織別分類

図35は文部省における組織別予算支出差額を示している。上段には本省を、下段にはそれ以外の部局を配している。まず上段を見ると、本省は一貫して経費を削減されている。しかもその差額は、他の部局と比べて非常に大きい。

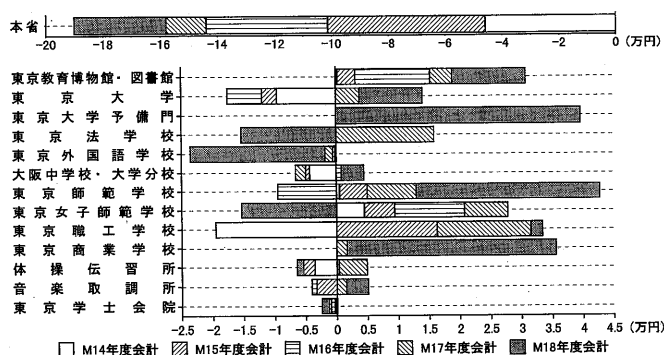
下段の部局は概ね経費を積み増されているが、その金額は小さい。本省が削減した経費を他の部局が「山分け」している。東京大学予備門はM18年8月から文部省の直轄となり、東京法学校の予科と東京外国語学校の一部を吸収した。東京法学校はM17年12月に司法省から移管され、M18年9月に東京大学法学部に吸収された。東京師範学校はM18年8月に東京女子師範学校を吸収した。東京商業学校はM18年5月に農商務省から移管され、同年9月に東京外国語学校を吸収した。従って、これら諸学校の当該年度における差額は「移出入」

31 「明治十四年度歳計決算報告書」『明治前期財政経済史料集成』第5巻、173頁。

32 「明治十六年度歳計決算報告書」『明治前期財政経済史料集成』第6巻、24頁。

33 「明治十七年度歳計決算報告書」『明治前期財政経済史料集成』第6巻、163頁。

34 「明治十八年度歳計決算報告書」『明治前期財政経済史料集成』第6巻、371頁。



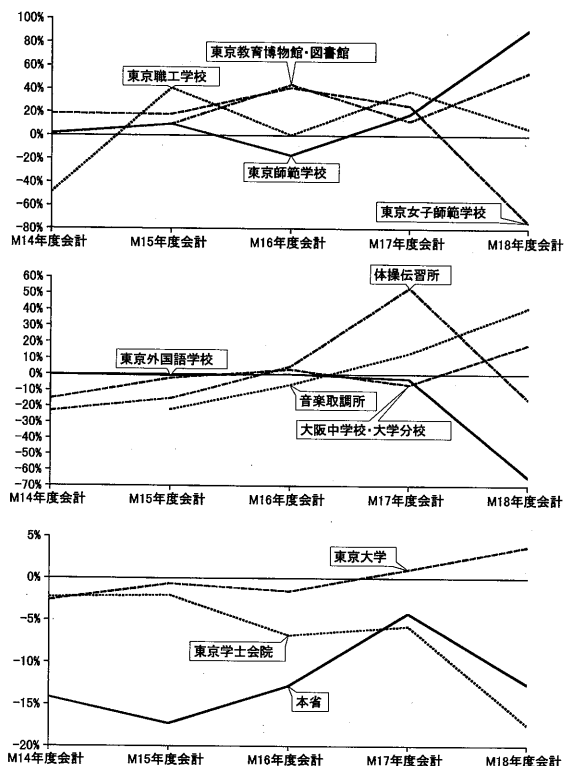
出所：各年度「決算書」より作成。

図35 文部省における組織別予算支出差額

であって流用ではない。このことを考慮に入れば、下段の部局が経費を積み増されていることがより明確になる。

図36は文部省における支出の組織別予算超過率を示している。上段には超過率が大きな部局を、中段にはやや大きな部局を、下段には小さな部局を配している。まず上段を見ると、0%より上の部分に折れ線が集中している。つまり、これらの部局は優遇されているのであるが、予算額が小さいため超過率ほどには予算支出差額は大きくない。M14年度会計における東京職工学校の低比率は、上述した内務省への「移出」のためである。東京師範学校がM16年度会計で落ち込んでいるのは、小学師範学科と中学師範学科を分離する際に前者の組織を縮小したためである。東京師範学校と東京女子師範学校がM18年度会計で大きく乖離しているのは、前者が後者を吸収したためである。

次に中段を見ると体操伝習所と音楽取調所がM17年度会計以降、経費を積み増されている。これはM17年度会計から始まった「内部留保」の取り崩しと軌を一にしている。体操伝習所はM18年度会計で大きく落ち込んでいるが、これはM18年12月に文部省の直轄から師範学校の管轄に移ったためであって、経費が削減された訳ではない。大阪中学校はM17年度会計まで概ね経費を削減されていたが、大学分校に改組されたM18年度会計では「内部留保」の配分を受けている。また東京外国語学校のM18年度会計における低比率は、既述の通り同校が東京商業学校に吸収されたためである。



出所：各年度「決算書」より作成。

図36 文部省における支出の組織別予算超過率

最後に下段を見ると、本省と東京学士会院が一貫して経費を削減されている。特に東京学士会院は所在地も転々としており当時の処遇が窺える。東京大学は非常に安定しており、予算支出差額も5ヶ年度合計でほぼゼロになる。

3.1.1.5.2. 経費別分類

図37は文部省における経費別予算支出差額を示している。予算を積み増されているのは「営繕費」だけであり、残りの経費はほぼ総て予算を削減されている。但しM17と18年度会計における「編書費」の減少は、臨時歳出への「移出」であって流用ではない。

図38は文部省における支出の経費別予算超過率を示している。上段には超過

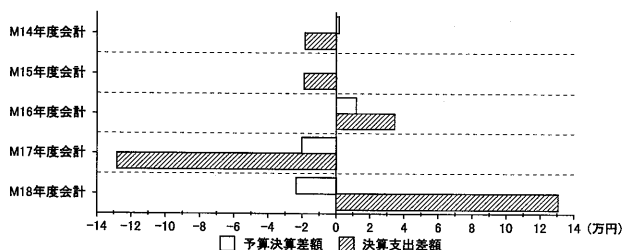
は各部局に等しく見られると言ってよいだろう。

次に下段を見ると「俸給」、「雑給」、「庁費」、「教場費」という主要経費が並んでいる。これらの主要4経費は、他の経費と比べるとより小さな割合でしか削減されなかった。

3.1.1.6. 司法省

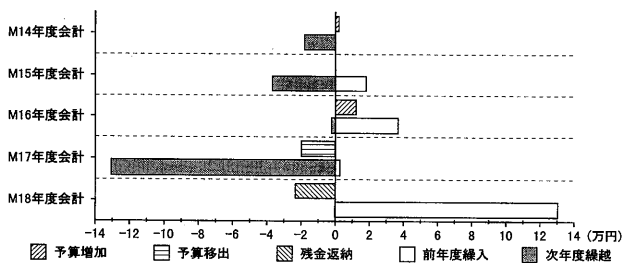
図39は司法省における予算決算、決算支出差額を示している。この図から予算支出差額は決算支出差額の動きを反映することが解る。「内部留保」はM14, 15, 17年度会計で蓄積され、M16と18年度会計で取り崩された。

図40は司法省における予算決算、決算支出差額の構成を示している。M16年度会計の予算決算差額は「予算増加」によって生じた。この増加は、訴訟用印



出所：各年度「決算書」より作成。

図39 司法省の予算決算、決算支出差額



上：予算決算差額 下：決算支出差額

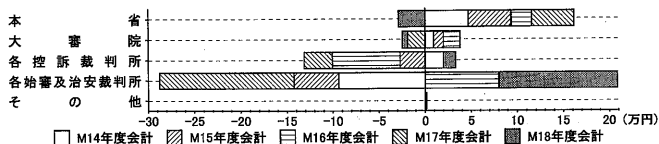
出所：各年度「決算書」より作成。

図40 司法省における予算決算、決算支出差額の構成

紙規則³⁵の実施費用に関するものであった³⁶。M17年度会計の予算決算差額は「予算移出」によって生じた。これは、東京法学校の経費1万4千円弱を文部省に、各裁判所の現金管守に関する経費6千円余りを大蔵省に移算したことによる³⁷。M18年度会計の予算決算差額は「残金返納」によって生じた。この返納の原因は諸経費を節減したためであって、特定の経費を削減したためではない³⁸。またM18年度会計では「次年度繰越」がほぼゼロになっており、「内部留保」を使い切っている。

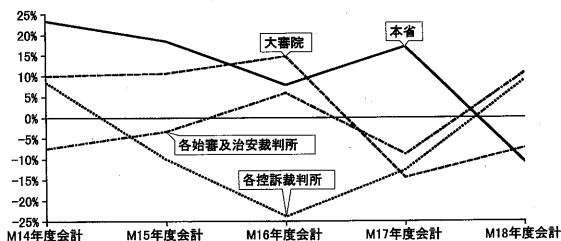
3.1.1.6.1. 組織別分類

図41は司法省における組織別予算支出差額を示している。本省は経費を積み増されているが、大審院は中立的である。各控訴裁判所と各始審及び治安裁判所は経費を削減されている。大審院は現在の最高裁判所に、控訴裁判所は高等



出所：各年度「決算書」より作成。

図41 司法省における組織別予算支出差額



出所：各年度「決算書」より作成。

図42 司法省における支出の組織別予算超過率

35 M17年太政官布告第5号参照。

36 「明治十六年度歳計決算報告書」『明治前期財政経済史料集成』第6巻，24頁。

37 「明治十七年度歳計決算報告書」『明治前期財政経済史料集成』第6巻，163頁。

38 「明治十八年度歳計決算報告書」『明治前期財政経済史料集成』第6巻，372頁。

裁判所に、始審裁判所は地方裁判所に、治安裁判所は簡易裁判所に各々対応する。つまり上級裁判所は優遇され、下級裁判所は経費を削減されている。

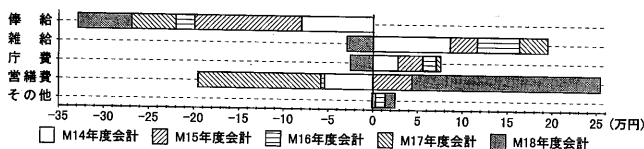
図42は司法省における支出の組織別予算超過率を示している。M16年度会計では各控訴裁判所が大きく落ち込んでいるが、削減された経費は他の3部局に流用され、「内部留保」の蓄積には貢献していない。また寄与率を見ると「俸給」の-20.95%がその大部分を占めている。M18年度会計では各控訴裁判所と各始審及び治安裁判所の超過率が揃って正の値になっている。これには、蓄積した「内部留保」を貢献者に還元するという意味もあったと思われる。

3.1.1.6.2. 経費別分類

図43は司法省における経費別予算支出差額を示している。「俸給」は一貫して予算を削減され、「雑給」と「庁費」はM18年度会計を除いて予算を積み増されている。「営繕費」は一見すると中立的に見えるが、5ヶ年度を合計すれば差額は5万9千円弱の正の値になる。つまり、5ヶ年度を合計すれば「俸給」以外の経費は総て予算を積み増されている。

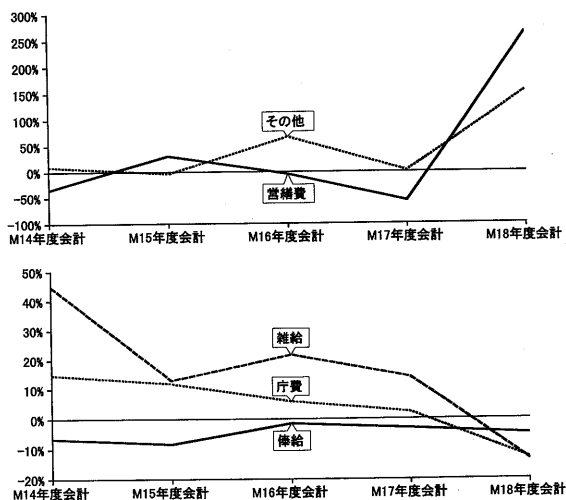
図44は司法省における支出の経費別予算超過率を示している。上段には超過率が大きな経費を、下段には小さな経費を配している。まず上段を見ると「営繕費」がM18年度会計に急伸している。寄与率は各始審及び治安裁判所が223.99%、本省が22.39%、各控訴裁判所が17.57%、大審院が0.17%であり、始審及び治安裁判所が擡んでている。

次に下段を見ると「雑給」と「庁費」がM18年度会計だけ落ち込んでいる。これは、始審及び治安裁判所を中心とする「営繕費」の増額を賄うために、両費目を削減したことによる。



出所：各年度「決算書」より作成。

図43 司法省における経費別予算支出差額



出所：各年度「決算書」より作成。

図44 司法省における支出の経費別予算超過率

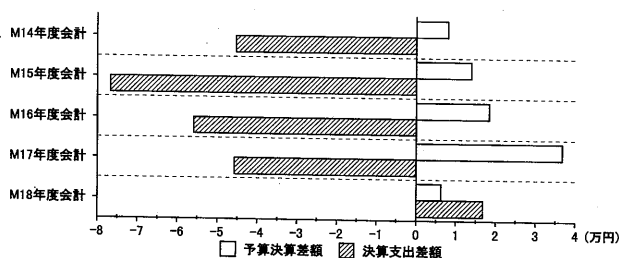
3.1.1.7. 在外公館

図45は在外公館の予算決算、決算支出差額を示している。この図から予算支出差額は概ね決算支出差額を反映することが解る。「内部留保」はM14から17年度会計にかけて蓄積され、M18年度会計で取り崩されている。

図46は在外公館における予算決算、決算支出差額の構成を示している。この図から予算決算差額の中心が「予算増加」であることが解る。M14年度会計の増加は英国倫敦領事館の「再設置」によるものである³⁹。従来ロンドンには公使館と領事館が設けられていたが、領事館はM13年度限りで廃止されることとなり、M14年度会計の予算には経費が計上されなかった。しかし領事館はM14年度に「再設」され、実際には廃止されなかった。M15年度会計の増加は、奥国維也納公使館に全権公使を、朝鮮国京城公使館と仁川領事館に通訳を派遣したために生じた⁴⁰。M16年度会計の増加は、清国芝罘領事館への領事以下の派遣費

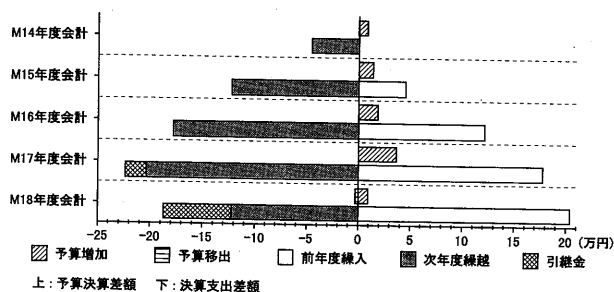
³⁹ 「明治十四年度歳計決算報告書」『明治前期財政経済史料集成』第5巻，174頁。

⁴⁰ 「明治十五年度歳計決算報告書」『明治前期財政経済史料集成』第5巻，323頁。



出所：各年度「決算書」より作成。

図45 在外公館の予算決算, 決算支出差額



上：予算決算差額 下：決算支出差額

出所：各年度「決算書」より作成。

図46 在外公館における予算決算, 決算支出差額の構成

1万1千円弱と仏国里昂領事館の新設費8千円弱によって構成される⁴¹。M17年度会計の増加は主に領事館の新設費によるものである⁴²。具体的には朝鮮国京城領事館の1万3千円弱、布哇国ホノルル領事館の1万2千円弱、清国漢口領事館の6千円弱が予算に追加された⁴³。M18年度会計の増加は、清国漢口領事館の新設費6千円弱と朝鮮国京城公使館及び領事館の警護費4千円弱によって構成される⁴⁴。またM17と18年度会計における「引継金」は、在外公館が外務省に「内部留保」を移転したことを意味している。

41 「明治十六年度歳計決算報告書」『明治前期財政経済史料集成』第6巻, 24頁。

42 「明治十七年度歳計決算報告書」『明治前期財政経済史料集成』第6巻, 163頁。

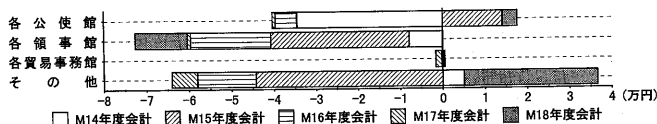
43 但し清国漢口領事館の新設費は総てM18年度会計に繰り越された。従って清国漢口領事館はM17年度会計では支出を行っていない。

44 「明治十八年度歳計決算報告書」『明治前期財政経済史料集成』第6巻, 372頁。

3.1.1.7.1. 組織別分類

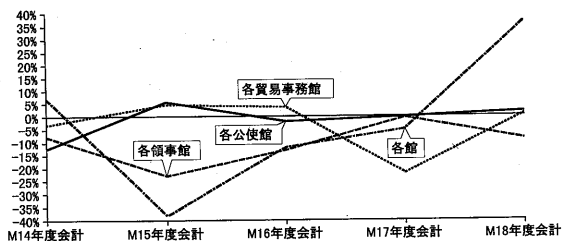
図47は在外公館における組織別予算支出差額を示している。但し「各館」は組織ではない。在外公館には「臨時備付費」や「新館備付費」のように組織別分類が行われていない経費が存在する。それらの経費を合計したものが「各館」である。従って「各館」には公使館、領事館、貿易事務館の経費が含まれる。しかし以上のことを考慮に入れても、総ての組織が経費を削減されていることに変わりはない。

図48は在外公館における支出の組織別予算超過率を示している。貿易事務館はウラジオストックとホノルルにしか設置されていないので除くとして、各公使館と各領事館を比較すると、前者は後者より明らかに優遇されている。M18年度会計で各館が急伸しているのは「雑件」によるものである。「雑件」の寄与率は27.57%で、各館の超過率36.34%の大半を占めている。各館の「雑件」が臨時建築費を中心とした経費であることを考えると、M17年度に新設された3領事館の建物はM18年度に建築された可能性が高い。



出所：各年度「決算書」より作成。

図47 在外公館における組織別予算支出差額



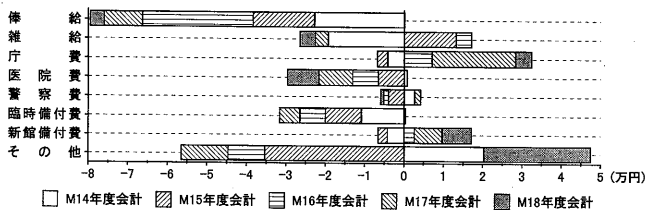
出所：各年度「決算書」より作成。

図48 在外公館における支出の組織別予算超過率

3.1.1.7.2. 経費別分類

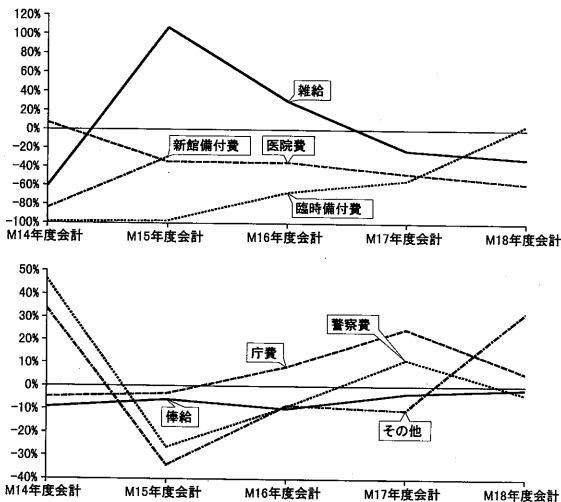
図49は在外公館における経費別予算支出差額を示している。5ヶ年度を合計すると、ほぼ総ての経費が予算を削減されている。「庁費」と「新館備付費」は予算を積み増されているが、加算額はそれほど大きなものではない。「庁費」の抑制は在外公館の活動に直接的な打撃を与えるし、新設館の備品購入費である「新館備付費」は削減が難しいという事情もある。

図50は在外公館における支出の経費別予算超過率を示している。上段には超過率が大きな経費を、下段には小さな経費を配している。まず上段を見ると



出所：各年度「決算書」より作成。

図49 在外公館における経費別予算支出差額



出所：各年度「決算書」より作成。

図50 在外公館における支出の経費別予算超過率

「雑給」がM15年度会計で急伸している。寄与率は各公使館が105.55%，各領事館が2.15%，各貿易事務館が-0.75%である。「雑給」には旅費が含まれることから、この高比率は奥国維也納公使館に全権公使を派遣したために生じたと考えられる。「臨時備付費」は既設館の備品を購入及び修繕するための経費であるが、M14と15年度会計では予算をほぼ全額削除されている。その後、削減率は徐々に減少し、M18年度会計では僅かとはいえ予算を積み増されている。「臨時備付費」は確かに削減が容易な経費ではあるが、長期間に亘って高比率で削減し続けることは困難である。なお「新館備付費」はM16から18年度会計まで予算を計上されていないので超過率を求めることができない。

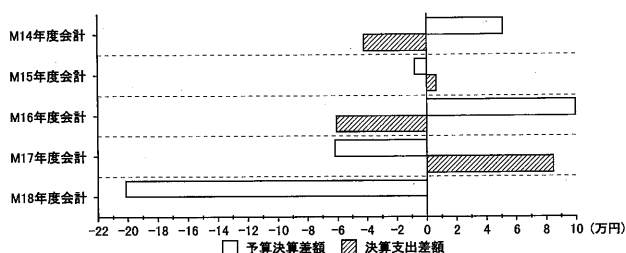
次に下段を見ると「俸給」の安定度が群を抜いている。また、在外公館において5ヶ年度間予算を削減され続けた経費は「俸給」しかない。「俸給」は政策的に一定比率を削減され、「内部留保」の原資になっていた。

3.1.2. 推計が困難な官庁

3.1.2.1. 太政官

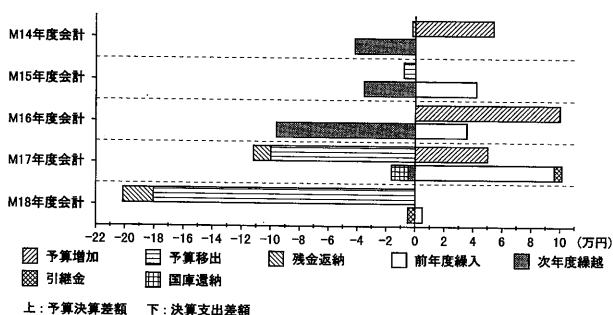
図51は太政官の予算決算、決算支出差額を示している。M17年度会計では決算支出差額が予算決算差額を辛うじて上回っているが、他の年度では予算決算差額が予算支出差額の過半を占めている。従って、予算支出差額から決算支出差額の動きを読み取るのは非常に困難である。

図52は太政官における予算決算、決算支出差額の構成を示している。M14年度会計の予算決算差額は大部分が「予算増加」によるものである。この増加の



出所：各年度「決算書」より作成。

図51 太政官の予算決算、決算支出差額



出所：各年度「決算書」より作成。

図52 太政官における予算決算，決算支出差額の構成

原因は、それまで太政官中に設置されていた六部を廃止して⁴⁵、参事院を設置したこと⁴⁶、褒章条例の制定により⁴⁷、褒章を製造するための経費が必要になったことにある⁴⁸。M15年度会計の予算決算差額は「予算移出」によるものである。これは登記法の調査費を内務省に移算したために生じた⁴⁹。M16年度会計の予算決算差額は「予算増加」によってもたらされた。この増加は文書局、恩給局、制度取調局の新設によるものである⁵⁰。M17年度会計の予算決算差額は「予算増加」、「予算移出」、「残金返納」によって構成される。「予算増加」は制度取調局の新設によるものである。制度取調局の新設費はM16年度会計でも国庫から交付されている。従ってM17年度会計の新設費は制度取調局を立ち上げるために必要な追加費用と考えるのが自然であろう。しかし、太政官がM16年度会計の新設費の一部もしくは総てを他経費に流用してしまった可能性も否定できない。「予算移出」は会計検査院の予算を太政官から分離したために生じた。「残金返納」は営繕費の未消化によるものである⁵¹。M18年度会計の予算決

⁴⁵ M14年の政変による参議大隈重信の追放を受けて、同年10月に法制、会計、軍事、内務、司法、外務の各部が廃止された。

⁴⁶ M14年太政官達第89号参照。参事院は現在の内閣法制局に当たる。初代議長は伊藤博文。

⁴⁷ M14年太政官布告第63号及び太政官達第103号参照。

⁴⁸ 「明治十四年度歳計決算報告書」『明治前期財政経済史料集成』第5巻，172頁。

⁴⁹ 「明治十五年度歳計決算報告書」『明治前期財政経済史料集成』第5巻，322頁。

⁵⁰ 「明治十六年度歳計決算報告書」『明治前期財政経済史料集成』第6巻，23頁。

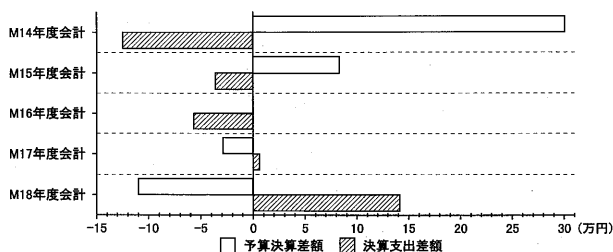
⁵¹ 「明治十七年度歳計決算報告書」『明治前期財政経済史料集成』第6巻，162頁。

算差額は「予算移出」と「残金返納」によって構成される。「予算移出」は、太政官の経費を新設の内閣に移算したために生じた⁵²。「残金返納」は諸費の節減によるもので、特定の経費の削減によるものではない⁵³。以上のことから、予算決算差額の原因が主に組織改編にあることが解る。

太政官は他官庁に先駆けてM17年度会計で「内部留保」のほとんどを国庫に還納している。しかし、太政官はそもそも「内部留保」を蓄積する必要性が薄い。なぜなら、太政官は政府の最高機関なので、自らの決定によって国庫支出額を増減できるからである。またM17年度会計の「引継金」は各府県からの⁵⁴、M18年度会計の「引継金」は内閣への「内部留保」の移転である⁵⁵。

3.1.2.2. 内務省

図53は内務省の予算決算、決算支出差額を示している。M16年度会計では予算支出差額と決算支出差額が一致している。しかし、M18年度会計では決算支出差額が予算決算差額を僅かに上回っているに過ぎない。残りの年度では予算決算差額が予算支出差額の過半を占めている。従って、予算支出差額から決算



出所：各年度「決算書」より作成。

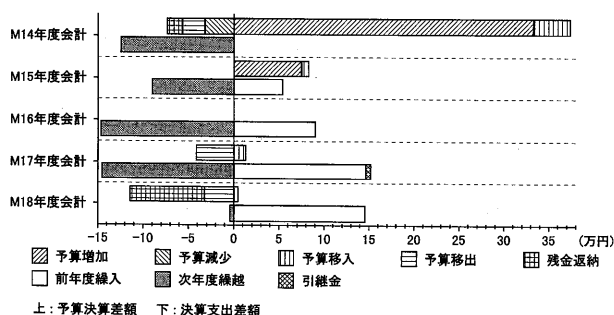
図53 内務省の予算決算、決算支出差額

52 M18年太政官達第68号及び第69号参照。内閣は内閣総理大臣を筆頭に外務、内務、大蔵、陸軍、海軍、司法、文部、農商務、通信の各大臣によって構成された。また宮中と府中を分離するため、宮内大臣と内大臣は内閣の構成員から除外された。初代総理大臣は伊藤博文。

53 「明治十八年度歳計決算報告書」『明治前期財政経済史料集成』第6巻、370頁。

54 「明治十七年度歳計決算報告書」『明治前期財政経済史料集成』第6巻、171—172頁。

55 「明治十八年度歳計決算報告書」『明治前期財政経済史料集成』第6巻、380頁。



出所: 各年度「決算書」より作成。

図54 内務省における予算決算、決算支出差額の構成

支出差額の動きを読み取るのは非常に困難である。

図54は内務省における予算決算、決算支出差額の構成を示している。M14年度会計の予算決算差額は「予算増加」、「予算減少」、「予算移入」、「予算移出」、「残金返納」によって構成される。「予算増加」の中心は在府県獄囚徒費の15万8千円余りと樺戸集治監の新設費9万7千円弱であった。「予算減少」は在府県獄囚徒費の削減によって生じた。つまり、在府県獄囚徒費は増加し且つ減少している。これは2通りの解釈ができる。第1の解釈は、ある経費は積み増されたが他の経費は削減されたというものである。しかし在府県獄囚徒費の当初予算額が10万3千円余りであることを考えると、この解釈では「予算増加」と「予算減少」の金額が大き過ぎるように思える。第2の解釈は、年度途中で予算を追加したがそれほど金額は必要ないと解ったので増加額を圧縮したというものである。しかしこの場合、決算書には圧縮後の「予算増加」額を掲載する方が自然に思える。残念ながら、いずれの解釈が正しいかを判断するための資料が存在しない。「予算移入」は、樺戸集治監の経費として臨時歳出の北海道監獄建築費から2万1千円弱を、浅草文庫の「売却」費として文部省から2万円を移算したために生じた。「予算移出」は樺戸集治監開庁諸費2万5千円弱を臨時歳出の雑出に移算したことによる。「残金返納」の中心は在府県獄囚徒費の9千円余りと東京集治監の7千円余りである⁵⁶。M15年度会計の予算決算差額は

⁵⁶ 「明治十四年度歳計決算報告書」『明治前期財政経済史料集成』第5巻、173頁。

「予算増加」と「予算移入」によって構成される。「予算増加」は衛生事務の拡張によるものである。「予算移入」は登記法の調査費を太政官から移算したために生じた⁵⁷。M17年度会計の予算決算差額では「予算移出」の一部を「予算移入」が相殺している。「予算移入」の原因は農商務省の疎水掛を内務省に移管したことにある。「予算移出」は内務卿官舎附属舎建築費2万6千円余りを臨時歳出の雑出に、三角測量に関する経費1万円余りを陸軍省に、欧米諸国への警視官派遣費5千円弱を警視庁に移算したために生じた⁵⁸。M18年度会計の予算決算差額の中心は「予算移出」と「残金返納」である。「予算移出」は皇城外濠浚渫費2万5千円弱を土木費に、木工などの材料費4千円余りを宮城集治監に、警察官吏練習所の寄宿舎建築費4千円弱を臨時歳出の雑出に移算したために生じた。「残金返納」は諸費の節減によるものであると言われる⁵⁹。しかし実際には、「内部留保」を取り崩すことによってM18年度会計の予算を返納している。つまり、この「残金返納」は「国庫還納」と同じ働きをしている。このように内務省の予算決算差額は様々な原因によって生じている。主要内政官庁ゆえの所管範囲の広さがそれらの原因を生み出してしまうのである。

M14年度会計の決算支出差額は「次年度繰越」によるものであるが、これには6万3千円余りの「未決算繰越」が含まれる⁶⁰。従って内務省がM14年度会計で実際に蓄積した「内部留保」は図54の半分程度、即ち6万1千円余りである。またM17年度会計における「引継金」は各府県からの「内部留保」の移転を意味している⁶¹。

3.1.2.3. 農商務省

図55は農商務省の予算決算、決算支出差額を示している。M18年度会計を除

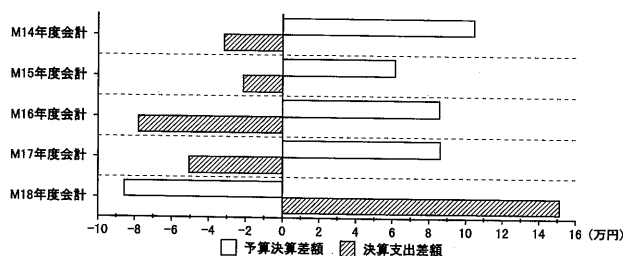
57 「明治十五年度歳計決算報告書」『明治前期財政経済史料集成』第5巻、322頁。

58 「明治十七年度歳計決算報告書」『明治前期財政経済史料集成』第6巻、162頁。

59 「明治十八年度歳計決算報告書」『明治前期財政経済史料集成』第6巻、370—371頁。

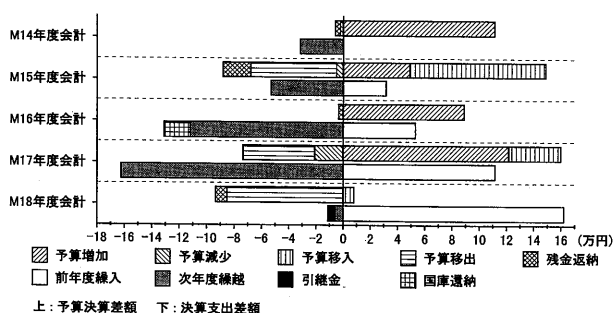
60 「明治十四年度歳計決算報告書」『明治前期財政経済史料集成』第5巻、180頁。

61 「明治十七年度歳計決算報告書」『明治前期財政経済史料集成』第5巻、171—172頁。



出所：各年度「決算書」より作成。

図55 農商務省の予算決算，決算支出差額



出所：各年度「決算書」より作成。

図56 農商務省における予算決算，決算支出差額の構成

いて、予算決算差額が予算支出差額の過半を占めている。従って、予算支出差額から決算支出差額の動きを読み取るのは非常に困難である。

図56は農商務省における予算決算，決算支出差額の構成を示している。M14年度会計の予算決算差額は大部分が「予算増加」によるものである。この増加は各種農産物の共進会費2万6千円，開拓使の残務処理費1万5千円余り，下総種畜場から各府県に綿羊を配送するための経費1万5千円弱，北海道の国有林管理費1万4千円弱，備外国人に関する経費1万3千円弱，東京商法講習所への補助金1万円弱，府県連合共進会の賞与金1万円弱，山林共進会費6千円弱などによって生じた⁶²。M15年度会計の予算決算差額では「予算増加」と「予算移入」が「予算移出」や「残金返納」などを相殺している。「予算増加」は、

⁶² 「明治十四年度歳計決算報告書」『明治前期財政経済史料集成』第5巻，173—174頁。

下総種畜場が収入を一旦国庫に納入して経費の交付を受けたために生じた3万4千円弱と北海道事業管理費の増額1万5千円弱によって構成される。「予算移入」と「予算移出」にはやや複雑な事情がある。M15年度の途中で、北海道事業管理局と下総種畜場は農商務省から独立した。しかし決算書では農商務省、北海道事業管理局、下総種畜場の3組織を併せて「農商務省」と呼んでいる。従って、農商務省から北海道事業管理局に移算された1万4千円余りと下総種畜場に移算された3万9千円弱は、「農商務省」にとっては「予算移入」であり「予算移出」でもある。つまり図56の「予算移入」と「予算移出」は5万3千円弱だけ水増しされている。この水増し分を除くと「予算移入」は4万8千円弱になる。これは、工部省から移管された幌内炭礦鉄道と諸工場の事務経費である。また「予算移出」は農商務省製作興業費への8千円弱と営業資本及び繰替金への2千円余りだけになる。これらは紋釐製糖所附属酒精製造所の興業費と営業資本に充用するために移算された。また「残金返納」は北海道事業管理局によるものである⁶³。M16年度会計の予算決算差額は大部分が「予算増加」によって生じた。増加の中心は林政事業の拡張費8万3千円余りである⁶⁴。M17年度会計の予算決算差額では「予算増加」と「予算移入」が「予算減少」や「予算移出」を相殺している。「予算増加」の中心は林政事業の拡張費12万1千円弱である。「予算減少」は下総種畜場によるものである。「予算移入」と「予算移出」についてはM15年度会計と同様のことが言える。前々年度に「特別経済」として農商務省から独立した下総種畜場は、M17年度には再び同省に吸収された。しかし決算書では農商務省、下総種畜場、北海道植民及山林費を併せて「農商務省」としているため、「農商務省」では「予算移入」と「予算移出」が二重に計算されている。具体的には、下総種畜場から農商務省への移算金3万9千円弱が双方に含まれている。この二重計算を除外すると、「予算移入」はゼロになる。また「予算移出」は、疎水掛を内務省に移管したために生じた1万3千

63 「明治十五年度歳計決算報告書」『明治前期財政経済史料集成』第5巻、322—323頁。

64 「明治十六年度歳計決算報告書」『明治前期財政経済史料集成』第6巻、24頁。

円弱と東京商業学校を文部省に移管したために生じた2千円弱だけになる⁶⁵。M18年度会計の予算決算差額では「予算移出」や「残金返納」の一部を「予算移入」が相殺している。「予算移入」のうち8千円弱は、工部省の廃止によって鉱業関連事務が農商務省に移管されたために生じた。「予算移出」は、下総種畜場を宮内省に移管したために生じた皇室費への移算金3万5千円弱、北海道の植民及び山林に関する事務を新設の北海道庁に移管したために生じた庁府県費への移算金3万4千円余り、管船局と東京商船学校を新設の通信省に移管したために生じた同省への移算金1万5千円余りなどによって構成される。M18年度会計でも農商務省から北海道植民及山林費への移算金が二重計算されているが、これは3百円弱に過ぎないので無視してよいだろう。「残金返納」の原因は、各費目で支出残余が生じたことにある⁶⁶。以上のことから農商務省の予算決算差額は組織改編の影響を強く受けていることが解る。また、M16と17年度会計における林政事業の拡張も重視すべきである。両年度を併せると、増加額は20万円を越す。

M15年度会計の「次年度繰越」には1万4千円余りの「未決算繰越」が含まれる⁶⁷。従って農商務省がM15年度会計で実際に蓄積した「内部留保」は3万9千円弱である。M16年度会計では「国庫還納」が行われているが、「内部留保」の総額と比較すると、その金額は大きなものではない。M18年度会計の「引継金」は、北海道庁へ「内部留保」を移転したことを意味している。

3.1.2.4. 工部省

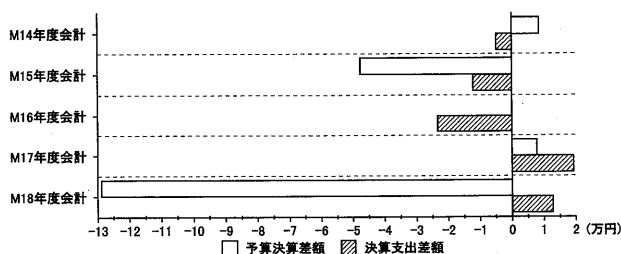
図57は工部省の予算決算、決算支出差額を示している。M16と17年度会計を除いて、予算決算差額が予算支出差額の過半を占めている。従って、予算支出差額から決算支出差額の動きを読み取るのは非常に困難である。

図58は工部省における予算決算、決算支出差額の構成を示している。M14年度会計の予算決算差額は主として「予算増加」によるものである。この増加は、

⁶⁵ 「明治十七年度歳計決算報告書」『明治前期財政経済史料集成』第6巻、163頁。

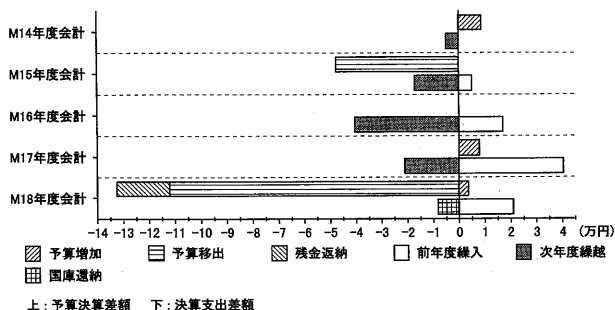
⁶⁶ 「明治十八年度歳計決算報告書」『明治前期財政経済史料集成』第6巻、371頁。

⁶⁷ 「明治十五年度歳計決算報告書」『明治前期財政経済史料集成』第5巻、330頁。



出所：各年度「決算書」より作成。

図57 工部省の予算決算，決算支出差額



出所：各年度「決算書」より作成。

図58 工部省における予算決算，決算支出差額の構成

札幌の諸工場，岩内幌内両炭山，幌内鉄道が開拓使から移管されたために生じた⁶⁸。M15年度会計の予算決算差額は「予算移出」によってもたらされた。これは，M16年1月に幌内炭礦鉄道と諸工場を農商務省へ移管したために生じた⁶⁹。M17年度会計の予算決算差額は「予算増加」によるものである。この増加の原因は，宮崎県に鞍崎灯台を建設したことにある⁷⁰。M18年度会計の予算決算差額では，「予算増加」が「予算移出」と「残金返納」を部分的に相殺している。「予算増加」の原因は北海道に宗谷岬灯台を建設したことにある。「予算移出」は，M18年12月に工部省が廃止されたことによって生じた。具体的には，電信

⁶⁸ 「明治十四年度歳計決算報告書」『明治前期財政経済史料集成』第5巻，174頁。

⁶⁹ 「明治十五年度歳計決算報告書」『明治前期財政経済史料集成』第5巻，323頁。

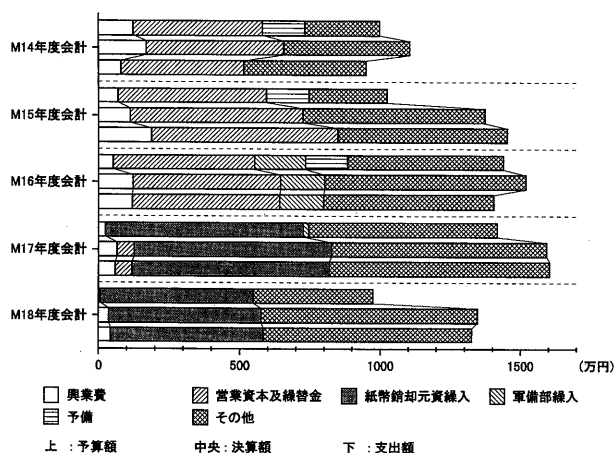
⁷⁰ 「明治十七年度歳計決算報告書」『明治前期財政経済史料集成』第6巻，163頁。

及び灯台に関する事務を逓信省に移管したために7万8千円余りを同省へ、工部大学校を文部省に移管したために2万4千円余りを工部大学校へ、鉱業等に関する事務を農商務省に移管したために8千円弱を同省へ、鉄道に関する事務を内閣に移管したために2千円弱を鉄道局へ移算した。「残金返納」のうち2万円余りは、廃省による支出残余を返納したものである⁷¹。このように、工部省の予算決算差額は主に事務移管によってもたらされた。

またM18年度会計では、廃省を受けて「内部留保」を全額還納している。

3.2. 臨時歳出

図59は臨時歳出における予算、決算、支出額を表している。この図からも解るように、臨時歳出では決算額が予算額を大きく上回る傾向がある。しかし、予算に計上できない突発的な国庫支出は総て臨時歳出として決算されるのであるから、これは当然である。また、臨時歳出の決算支出差額は総て「未決算繰越」であり、各官庁の「内部留保」には一切関係がない⁷²。



出所：各年度「決算書」より作成。

図59 臨時歳出における予算、決算、支出額

⁷¹ 「明治十八年度歳計決算報告書」『明治前期財政経済史料集成』第6巻，371—372頁。

⁷² 正確に言えば，M17と18年度会計では通常の繰越である「残余繰越」と「未決

4. 結 論

松方財政初期のM14から18年度会計にかけて広範囲に亘る予算の流用と残金繰越が認められ、決算額と支出額の間に乖離が生じた⁷³。決算支出差額は各官庁における「内部留保」の増減に等しい。

国庫における複数年度支出の中心は国債償還、なかならず紙幣消却であった。定額据置の対象である官省院使局費は初年度支出の比率が高いため、甲乙部制の影響はほとんどない。また各官庁からの複数年度支出については、資料が存在しないため分析できない。

「決算書」には決算額に関する詳細な記載がない。従って、組織別及び経費別の決算支出差額は予算支出差額から推計した。但し太政官、内務省、農商務省、工部省については、予算決算差額が決算支出差額と比べて大きいため推計が困難である。推計から得られた各官庁における組織及び経費の取扱を表1に示す。結論は2点ある。第1に、各省の中核機能を担う本省は必ずしも優遇されていない。各官庁は政策の機動性を高めるために予算の流用や「内部留保」の

表1 各官庁における組織及び経費の取扱

	組 織		経 費	
	優遇	冷遇	優遇	冷遇
外務省	本省	なし	雑給、宮給費	俸給
大蔵省	国債局、記録局、調査局・主計局	銀行局	宮給費、器械・機械費	俸給、庁費
陸軍省	各軍管官隊、各工兵方面	各軍管歩兵隊	宮給費、彈藥費	俸給、糧食費、陣具費、被服費
海軍省	兵器局兵器製造所、水雷局・水雷武庫、東海・横須賀鎮守府	各艦諸官	俸給、宮給費、兵器費、被服費、艦船製造修復費	雑給、石炭費、外国行諸費
文部省	本省以外	本省	宮給費	宮給費以外
司法省	本省	各控訴裁判所、各始審及び治安裁判所	雑給、庁費、宮給費	俸給
在外公館	なし	全館	庁費、新館備付費	俸給、医院費、臨時備付費

出所：各年度「決算書」より作成。

「繰越」を区別していない。しかしM14から16年度会計までを見ると、臨時歳出の繰越は総て「未決算繰越」から構成されており、法律上も臨時歳出の「残余繰越」は禁じられているので、M17と18年度会計の繰越にも「残余繰越」は含まれていないと考えられる。

⁷³ 決算額と支出額を混同している例としては東洋経済新報社編『明治大正財政詳覧』東洋経済新報社、1926年が挙げられる。

蓄積を行ったが、その大部分は「現場」間のものである。本省に資金を吸い上げるようなことはしていない。第2に、流用や「内部留保」の原資になったのは主に「俸給」であり、その恩恵を受けたのは主として「営繕費」である。つまり消費的経費を削減し投資的経費を加算したのであって、その逆ではない。

定額据置は予算の拘束力を緩めた。しかし上述の通り、予算の執行は決して放縱化してはいない。統一国庫制度から見ると「内部留保」の存在は容認できるものではないが、それとて政策の機動性を高めるという側面を持っている。定額据置は「官省院使局費」の抑制を通して紙幣消却に貢献し、現実の予算過程にも大きな悪影響は及ぼさなかった。政策的には明らかに成功しており、従来の評価は再考されるべきである。

参 考 文 献

- [1] 東洋経済新報社編『明治大正財政詳覧』東洋経済新報社、1926年
- [2] 大蔵省（農商務省・会計検査院）編 大内兵衛・土屋喬雄校『明治前期財政経済史料集成』第5—6巻、改造社、1932年
- [3] 室山義正『近代日本の軍事と財政』東京大学出版会、1984年
- [4] 林健久監修『大蔵省年報（覆刻版）』第3—5巻、日本図書センター、1986年
- [5] 大石嘉一郎『自由民権と大隈・松方財政』東京大学出版会、1989年
- [6] 深谷徳次郎『明治政府財政基盤の確立』御茶の水書房、1995年
- [7] 室山義正「松方デフレーションのメカニズム」梅村又次・中村隆英編『松方財政と殖産興業政策』国際連合大学、1983年、127—155頁
- [8] 神山恒雄『明治経済政策史の研究』塙書房、1995年
- [9] 高橋秀直『日清戦争への道』東京創元社、1995年
- [10] 長山貴之「明治九年大蔵省出納条例の構造と機能——明治初期における日本の予算制度」『（九州大学）経済論究』第95号、1996年7月、139—198頁